GLOBALG.A.P.承認
Approved by GLOBALG.A.P.

GLOBALG.A.P.認証を目指すJGAP認証生産者のためのガイドライン

Guideline for JGAP Certified Producers aiming at GLOBALG.A.P. Certification

「JGAP青果物2010」対応

2013年10月20日発行

JGAP認証生産者のためのGLOBALG.A.P.ガイドライン

はじめに

この文書は、JGAP認証生産者がJGAPとGLOBALG.A.P.の青果物の基準の共通点と相違点を簡単に理解できるように、日本GAP協会とGLOBALG.A.P.事務局によって協同作成されました。

JGAP基準は、化学物質の残留、生物的汚染、物理的汚染、放射能汚染などがないよう農産物を管理することによって、食の安全を目指す任意の基準です。2007年11月に初のJGAP認証農家が誕生して以来、現在まで多くの日本の農家で導入・認証が進んでいます。

本書はGLOBALG.A.P.の管理点と適合基準およびにJGAPの管理点と適合基準を照らし合わせたものです。GLOBALG.A.P.の一般規則とJGAPの認証のルールの比較は本書には含まれていません。

JGAP認証生産者がGLOBALG.A.P.基準を導入する際に、追加で行うべきことがわかり、GLOBALG.A.P.の導入がやりやすくなることが本書の目的です。

この文書はJGAPとGLOBALG.A.P.の基準の同等性を示すものではないので、以下の点に留意してください。
・この文書に日本の生産者が取り組むことは任意です。
・この文書だけでGLOBALG.A.P.の認証を行うことはできません。
・GLOBALG.A.P.認証のために、この文書のJGAP+Gの項目だけを審査することはできません。
・GLOBALG.A.P.認証のためには、GLOBALG.A.P.一般規則とGLOBALG.A.P.管理点と適合基準の日本語版を使用しなければいけません。

JGAP認証生産者でこのガイドラインを使用してGLOBALG.A.P.基準の導入に取り組みたい方は、日本GAP協会、GLOBALG.A.P.事務局、GLOBALG.A.P.審査機関、もしくは日本のテクニカル・ワーキング・グループに詳細をお問い合わせください。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
A　農場運営と販売管理							
1. 農場運営							
1.1 基本姿勢							
1.1.1	必須	JGAPに主体的に取り組んでいる	JGAP導入の理由や目的を説明できる。			JGAP審査の時に限り適用	
1.1.2	重要	整理整頓し清潔な農場を維持している	①　圃場や施設を定期的に清掃している。 ②　圃場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。	AF5.2.2	上位の義務	すべての廃棄物/ゴミは片付けられていますか。	生産場所や保管倉庫のごく近くに廃棄物/ゴミがないことを目視で評価します。指定の場所に一時的に少量のゴミや廃棄物を置くことや、その日の作業で出た廃棄物は許容します。こぼれた燃料も含め、その他全てのゴミや廃棄物が、片付けられていることが必要です。
1.2 経営資源の管理							
1.2.1	必須	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ①　農場の責任者 ②　商品管理の責任者（管理点3.3.1参照） ③　施肥の責任者（管理点5.1.1参照） ④　農薬使用の責任者(管理点6.1.1参照) ⑤　農薬保管の責任者(管理点6.4.1参照) ⑥　労働安全の責任者(管理点15.1.1参照)	AF 3.6.1	上位の義務	管理者側で1名、作業者の健康、安全、福祉についての責任者を明確に定めていますか。	管理者側で1名、現時点で国や自治体が定めている法規に適合することを保証し、そして作業者の健康、安全、福祉に関する方針を実施する責任者名を、明確に特定している文書があることが必要です。
1.2.2	必須	圃場・施設の基本情報がある	圃場と施設（作業場、倉庫等）について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ①　圃場の地番、面積と所有形態、圃場の名称または圃場番号 ②　施設の地番、名称 ③　周辺の状況が分かる圃場・施設の地図	AF. 1.1.1	下位の義務	生産を行う各圃場、果樹園、温室、囲い地、区画、畜舎/ペンまたはその他の区域/場所を参照する仕組みが確立されており、農場の図面や地図上で照合できるようになっていますか。	適合するには、各圃場/園地、温室/囲い地/区画/畜舎/畜房または農場内のその他の区域/場所で標識を見ることで識別ができるか、または農場の図面や地図でも生産場所の識別の仕組みが相互参照できなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
1.2.3	重要	機械を適切に整備している	①　肥料散布機、農薬散布機、および動力の付いた機械は、年１回以上の点検、整備を行い、機械の不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ②　機械の整備記録を作成している。 ③　外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。	CB 9.1	下位の義務	食品安全や環境に注意を払う機器（たとえば、肥料散布器、作物保護製品散布器、灌漑システム、重量測定、温度管理に使用される機器）は、定期的に点検し、適用される場合は少なくとも年に一度は校正を行っていますか。	機器はあらゆる修理、オイル交換等の実施に関して最新のメンテナンスシートに記録し、良い状態に保っていなければなりません 。 たとえば： 肥料散布機：最低限、直近12ヶ月以内に専門業者、肥料散布機業者、農場の技術責任者の校正実施後からの記録を残すこと。 作物保護製品散布器： 別紙CB.7目視確認、機器適用のための機能テストのガイダンスを参照。作物保護製品の適用機器（自動及び手動）は直近12ヶ月以内に適正運転を証明し、これらは公的なスキーム（スキームがある場合）に参加し、その力量を示すことができる人員により実施され、証明されるか文書化されていること。
				FV. 5.4.4	推奨	フォークリフトその他の自走式運搬車輌は全て清潔で、よくメンテナンスされており、排気ガスでの汚染が起こらないよう適切な機種のものを使用していますか。	場内での運搬車輌が生産物の汚染原因とならないように、特に排気ガスには注意を払い適切にメンテナンスしなければなりません。フォークリフトやその他の自走式運搬車輌は、電気またはガスで動く形式のものであるべきです。
				CB. 9.2	推奨	可能な場合、生産者は第三者による較正・認証制度に参加していますか。	生産者が第三者による較正認証制度に参加していることを示す文書がなければなりません。
1.2.4	必須	新規圃場の適性を検討している	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。 ①　土地の使用履歴 ②　土質 ③　土の安全性 ④　水質 ⑤　水の安全性 ⑥　作業の安全性 ⑦　ドリフトの危険性	AF. 1.2.1	上位の義務	初回検査の際に、登録された全ての生産場所に関するリスク評価を見ることができますか。初回以降の検査では、新たな生産場所、または既存の生産場所でリスクに変化のあった場所（これには借地を含む）についてのリスク評価が閲覧できますか。このリスク評価では、対象となるサイトで、食品安全、環境、該当する場合は動物の健康の観点から、持続的な生産ができることが示されていますか。	そのサイトが生産に適しているかを判断するために、リスク評価を行うことが必要です。リスク評価文書の見直しは、毎年、リスクの変化を考慮に入れて行い、また、新たなサイトを使用する際にも見直しをしなければなりません。リスク評価では、圃場履歴や隣接する農・畜・水産物/環境への影響について考慮しなければなりません（基本的な情報については、AF別紙1「リスク評価」、書かなければなりません。具体的な情報についてはAF別紙2参照）。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
1.2.5	重要	新規圃場の問題に対策を講じている	管理点1.2.4の検討の結果、問題があったが改善可能と判断した場合は、対策の内容とその結果（実効性）を記録している。	AF.1.2.2	下位の義務	リスク評価（AF.1.2.1）で特定されたリスクを最低限に抑えるための方策を定めた管理計画がありますか。	AF.1.2.1で特定した生産場所について述べた管理計画の中で、当該生産場所が生産に適していることを根拠づける方策について説明していることが必要です。
1.2.6	努力	知的財産を保護している	①　新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ②　新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③　新たにブランド化した商品名は商標登録している。			JGAP審査の時に限り適用	
1.3 外部委託管理							
1.3.1	必須	外部委託先とJGAP遵守を合意している	播種・定植・防除・施肥・収穫・農産物取扱い等の農産物生産工程に直接係わる作業を外部委託する場合には、委託される作業と、その作業が該当する『JGAP農場用 管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を外部委託先から得ている。	AF. 4.1	下位の義務	農場業務を外部委託している場合、その業者の関連情報全てを、農場内で閲覧することができますか。	農場に提供しているサービスの内容に応じて、外部委託業者（もしくはその代理として生産者）がGLOBALG.A.P.管理点に対する適合性の評価を行なっていなければなりません。適用される管理点への適合証拠を、外部検査の際に閲覧できなければなりません。疑わしい点がある場合には、GLOBALG.A.P.の承認を受けた認証機関が、実地検査によって評価内容の検証を行なうことを、外部委託業者は承諾しなければなりません。生産者は、各委託業務、および契約を結ぶ季節ごとに、確認を行ない、評価結果に署名をすることによって、外部委託している部分の管理点に適合することに対し、責任を負います。 GLOBALG.A.P.が認めた第三者認証機関が外部委託業者に対する評価を行っている場合、生産者は次の情報を記載した報告書を外部委託業者から受け取っていなければなりません。１）評価実施日２）認証機関名３）検査員氏名４）外部委託業者の詳細５）該当する管理点と適合基準の各項目に関するコメントを書いた評価報告書。 生産物の取り扱いを外部委託している場合であっても、生産者を検査する認証機関は、該当する管理点について検査をしなければなりません。（該当するスコープの規格を参照）

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
1.3.2	必須	外部委託先のJGAP遵守を確認している	外部委託先がJGAPの該当項目に適合しているかどうかについて、委託者（農場）が確認している。	AF. 4.1	下位の義務	農場業務を外部委託している場合、その業者の関連情報全てを、農場内で閲覧することができますか。	農場に提供しているサービスの内容に応じて、外部委託業者（もしくはその代理として生産者）がGLOBALG.A.P.管理点に対する適合性の評価を行なっていなければなりません。適用される管理点への適合証拠を、外部検査の際に閲覧できなければなりません。疑わしい点がある場合には、GLOBALG.A.P.の承認を受けた認証機関が、実地検査によって評価内容の検証を行なうことを、外部委託業者は承諾しなければなりません。生産者は、各委託業務、および契約を結ぶ季節ごとに、確認を行ない、評価結果に署名をすることによって、外部委託している部分の管理点に適合することに対し、責任を負います。 GLOBALG.A.P.が認めた第三者認証機関が外部委託業者に対する評価を行っている場合、生産者は次の情報を記載した報告書を外部委託業者から受け取っていなければなりません。１）評価実施日２）認証機関名３）検査員氏名４）外部委託業者の詳細５）該当する管理点と適合基準の各項目に関するコメントを書いた評価報告書。 生産物の取り扱いを外部委託している場合であっても、生産者を検査する認証機関は、該当する管理点について検査をしなければなりません。（該当するスコープの規格を参照）
1.4 農場のルール違反の改善と自己点検							
1.4.1	必須	農場のルール違反を改善している	①　JGAPに関係する農場の手順（ルール）に対し、違反する事例が発生した場合の管理手順を文書化している。管理手順は、違反の内容、原因、是正内容の記録を含む。 ②　農場のルール違反が発生した場合、①の管理手順に基づき対処している。	AF. 7.1	上位の義務	GLOBALG.A.P.基準に関連する内容の苦情を取り扱う手順がありますか。この手順では、苦情の適切な記録、講じた処置の記録も含めたフォローアップを行うことを保証していますか。	GLOBALG.A.P.に関連する全ての苦情を記録したり、フォローアップしたりするための苦情処理の手順が必要です。そのような苦情への対応が文書で残されています。適用除外禁止。
1.4.2	必須	自己点検を実施している（その1）	JGAPの自己点検を年1回以上行ったことが記録で分かる。	AF. 2.2	上位の義務	生産者または生産者グループは、責任を持って最低年に1回、それぞれ内部での自己評価または生産者グループでの内部検査をGLOBALG.A.P.基準に照らして行っていますか。	以下の文書証拠がなければなりません。 オプション1：生産者の責任で行った自己評価； オプション2：生産者グループの責任で行ったグループメンバー全員の内部検査およびQMS内部監査。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
1.4.3	重要	自己点検を実施している（その2）	自己点検は、JGAPを充分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある。 すでに認証を取得している農場の責任者が行う。JGAP指導員と共同で行う。JGAP指導員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。	AF. 2.2	上位の義務	生産者または生産者グループは、責任を持って最低年に1回、それぞれ内部での自己評価または生産者グループでの内部検査をGLOBALG.A.P.基準に照らして行っていますか。	以下の文書証拠がなければなりません。 オプション1：生産者の責任で行った自己評価； オプション2：生産者グループの責任で行ったグループメンバー全員の内部検査およびQMS内部監査。適用除外禁止。
1.4.4	必須	自己点検の不適合を改善している	自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。	AF. 2.3	上位の義務	内部での自己評価または生産者グループでの内部検査の結果、見つかった不適合に対して、効果的な是正処置を取っていますか。	必要な是正処置について文書化し、実施していることが必要です。適用除外禁止。
2. 計画と記録							
2.1栽培計画							
2.1.1	必須	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。⑤は栽培暦でもよい。 ①　品目 ②　圃場 ③　農薬の使用（管理点6.1.4参照） ④　肥料の使用（管理点5.1.2参照） ⑤　作業時期 ⑥　収穫見込量	AF. 1.1.2	上位の義務	生産の各区画、またはその他の区域/場所で行われる家畜生産/水産養殖、または農業活動についての記録する仕組みが確立されていますか。	最新の記録では、全生産場所でのGLOBALG.A.P.生産履歴がわかるようになっていなければなりません。適用除外禁止。
2.1.2	重要	行政の基準等を考慮した栽培計画を立てている	農薬と肥料に関する栽培計画は、下記を考慮して立てている。 ①　都道府県の基準（慣行レベル） ②　出荷先と交わした栽培基準 ③　地域の防除規制日がある場合はその日程			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
2.2 記録管理							
2.2.1	必須	JGAPで必須となる帳票類を整備している	下記のものを整備している。括弧内は参照すべき管理点である。 作業が発生するたびに記録するもの ①農場のルール違反記録（1.4.1）　②出荷記録（3.2.2）　③収穫記録（3.2.3） ④商品の苦情・異常の記録（3.4.1)　⑤商品回収記録（3.4.2）　⑥種苗の記録（4.4.2）　⑦繰り返し使う水の点検記録（4.3.2）　⑧肥料使用記録（5.3.1）　⑨農薬使用記録（6.3.4） 年に1回以上または変更があった場合に記録・整備するもの ①組織表（1.2.1）　②圃場・施設台帳（1.2.2）　③自己点検結果（1.4.2） ④栽培計画（2.1.1）　⑤使用農薬の一覧表（6.1.4)　⑥残留農薬検査計画（6.6.2)　⑦残留農薬検査のサンプリング方法（6.6.3）　⑧作業工程の一覧表（7.1,8.1） ⑨危害要因が付着する可能性のある作業の一覧表（7.2,8.2）　⑩ガラス・プラスチックの破片飛散時の対策手順（8.5）　⑪農産物の安全対策手順（7.3,8.3） ⑫廃棄物の一覧表（12.1）　⑬危険箇所の一覧表（15.1.2）	AF. 1.1.2	上位の義務	生産の各区画、またはその他の区域/場所で行われる家畜生産/水産養殖、または農業活動についての記録する仕組みが確立されていますか。	最新の記録では、全生産場所でのGLOBALG.A.P.生産履歴がわかるようになっていなければなりません。適用除外禁止。
				FV. 4.1.11	上位の義務	温室でのガラス及び硬化プラスチックの取り扱い手順は文書にされていますか。	温室におけるガラス及び/又は硬化プラスチックの取り扱い手順を文書にしたものを保持していなければなりません。
2.2.2	必須	記録・帳票類を保管している	管理点2.2.1及び他の項目で求める記録・帳票類は過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では3か月分、最初の維持審査では初回審査から維持審査までの期間に3ヶ月を加えた分、最初の更新審査では1年9ヶ月分以上を保管している。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。	AF. 2.1	上位の義務	外部審査の際に要求されるすべての記録が閲覧可能で、特定の管理点で2年以上の保管を要求している場合を除き、最低2年間保管していますか。	生産者は、最低2年間分の最新の記録を保管しておかなければなりません。新規申請では、登録申請した全区域に関して要求されるGLOBALG.A.P.文書類に関わる全ての農業生産活動について、外部検査日からさかのぼって最低3カ月分、もしくは登録日以降の完全な記録がなければなりません。家畜認証の場合は、少なくとも初回検査前1ローテーション分の記録がなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
3. 販売管理とトレーサビリティ							
3.1 販売管理							
3.1.1	努力	出荷先と契約を交わしている	①　特定の出荷先と契約している場合は、交わしている売買のとり決めの内容を記録し、可能な限り出荷先と共有している。 取り決めの内容は例えば下記がある。 出荷先、品目、規格、栽培方法、数量・重量、価格、納期、支払期日 ②　委託販売の場合は、交わしている委託のとり決めの内容を記録し、可能な限り受託者と共有している。			JGAP審査の時に限り適用	
3.2 トレーサビリティ							
3.2.1	必須	出荷先との間のトレーサビリティを確保している	出荷する農産物から、その農産物を作った農場が特定できる。	CB. 1.1	上位の義務	GLOBALG.A.P.登録農産物は、生産されたGLOBALG.A.P.農場（および関連する他のGLOBALG.A.P.登録場所）や生産物取扱い施設までトレース(遡って追跡)できますか。また、そこからの行き先を辿れますか。	文書化された識別とトレーサビリティのシステムがあり、それによってGLOBALG.A.P.登録生産物を栽培した登録農場、または生産者グループの場合は、グループ内の登録農場までさかのぼることができ、かつ、直接の顧客へと辿ることができなければなりません。（ひとつ川上、ひとつ川下）。収穫時の情報が栽培記録上の生産物ロット、もしくは特定の生産者の農場名とリンクしていなければなりません。（オプション2認証での生産物の分離の問題については、一般規則パートIIIを参照）。収穫後の生産物の取り扱いを認証範囲に含めている場合は、それらについても網羅していなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
3.2.2	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（出荷記録）	出荷について下記の内容を記録し、収穫に関する情報をさかのぼれる。 ①　品目 ②　出荷日 ③　出荷数量 ④　出荷先 ⑤　収穫情報あるいは収穫情報と結びついている保管情報（収穫日、圃場の名称または圃場番号、収穫ロット番号等）	CB. 1.1	上位の義務	GLOBALG.A.P.登録農産物は、生産されたGLOBALG.A.P.農場（および関連する他のGLOBALG.A.P.登録場所）や生産物取扱い施設までトレース(遡って追跡)できますか。また、そこからの行き先を辿れますか。	文書化された識別とトレーサビリティのシステムがあり、それによってGLOBALG.A.P.登録生産物を栽培した登録農場、または生産者グループの場合は、グループ内の登録農場までさかのぼることができ、かつ、直接の顧客へと辿ることができなければなりません。（ひとつ川上、ひとつ川下）。収穫時の情報が栽培記録上の生産物ロット、もしくは特定の生産者の農場名とリンクしていなければなりません。（オプション2認証での生産物の分離の問題については、一般規則パートIIIを参照）。収穫後の生産物の取り扱いを認証範囲に含めている場合は、それらについても網羅していなければなりません。適用除外禁止。
3.2.3	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（収穫記録）	収穫作業について下記の内容を記録し、出荷に関する情報をたどることができる。 ①　品目 ②　収穫日 ③　収穫数量 ④　収穫場所（圃場の名称または圃場番号） ⑤　収穫ロット番号（管理点3.2.2で必要な場合）	AF. 1.1.2	上位の義務	生産の各区画、またはその他の区域/場所で行われる家畜生産/水産養殖、または農業活動についての記録する仕組みが確立されていますか。	最新の記録では、全生産場所でのGLOBALG.A.P.生産履歴がわかるようになっていなければなりません。適用除外禁止。
3.3 商品管理							
3.3.1	必須	商品管理の責任者がいる	商品管理の責任者が明確になっており、下記の業務を統括している。（管理点1.2.1参照） ①　農産物の規格・等級の管理 ②　梱包・包装・容器及び商品の重量・数量等を含む出荷仕様の管理 ③　商品の表示の管理 ④　農産物の安全や品質の確保 ⑤　商品に関する苦情および商品の回収への対処	AF. 8.1	上位の義務	市場からの認証済生産物の回収/リコールを、どのように管理/開始するかを示した手順書がありますか。その手順を一年に一回テストしていますか。	生産物の回収/リコールにつながる可能性のある出来事の種類、回収/リコールの実施について判断を下す責任者、顧客とGLOBALG.A.P.認証機関（認証機関が処分を発動しておらず、生産者又は生産者グループが自発的に生産物を回収/リコールする場合）への連絡の仕組み、在庫数量の帳尻あわせの方法について具体的に書いた手順書を、生産者が閲覧できるようにしておかなければなりません。内容が有効であることを確認するため、一年に一回、手順書のテストを実施しなければなりません。模擬リコールを行うのでもよいでしょう。テストの記録を残しておかなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
3.3.2	必須	正確な計量をしている	重量の表示を行っている場合、出荷用に使用している秤が正確に計量できることを定期的に確認している。	FV. 5.5.2	上位の義務	計量器具や温度管理機器の検証の手順はありますか。	衛生リスク評価に従って器具が較正されているかを調べるため、計量器具や温度管理機器を定期的に検証しなければなりません。
3.3.3	必須	JGAPマークを正しく表示をしている	① JGAPマーク使用許諾書を持っている。 ② JGAP総合規則の最新版を持っている。	AF. 10.2	上位の義務	直接顧客がGGN番号を誤って使用しないための同意書を、全ての生産者と直接顧客との間で取り交わしていますか。	生産者と、その直接の顧客（パッカー、輸出業者、輸入業者など）との間で、GGN番号の誤った使用をしないこと、そして顧客がトレーサビリティと表示の最適規範に従うこと（たとえば、ある生産者のGGN番号を他の生産者の生産したものに使用しない、または、その生産者の認証済み生産物と非認証生産物を混合したものにGGN番号を使用しない）についての合意がなければなりません。適用除外禁止。
				AF. 11.1	上位の義務	GLOBALG.A.P. (EUREPGAP)の文言、商標、またはロゴマークおよびGGN（GLOBALG.A.P.ナンバー）は、GLOBALG.A.P.一般規則や、サブライセンス及び認証契約書に従って使用されていますか。	生産者や生産者グループは、GLOBALG.A.P. (EUREPGAP)の文言、商標またはロゴマークおよびGGN（GLOBALG.A.P.ナンバー）を一般規則 別紙 1 とサブライセンス及び認証契約書に従って使用しなければなりません。GLOBALG.A.P. (EUREPGAP)の文言、商標、ロゴマークを、最終製品、消費者向けの包装、または販売時に使用してはなりません。ただし、認証保持者は、企業間でのコミュニケーションの際に文言、商標、ロゴマークのいずれかまたは全てを使用することができます。
3.4 商品の苦情および商品の回収							
3.4.1	必須	商品の苦情、商品の異常へ適切に対処している	①　商品に関する苦情及び異常が発生した場合の管理手順がある。 ②　商品に関する苦情及び異常の内容と商品に対する処置、原因、是正内容を記録している。 ③　商品の回収の必要性を判断し、必要な場合は、管理点3.4.2を用いている。	AF. 7.1	上位の義務	GLOBALG.A.P.基準に関連する内容の苦情を取り扱う手順がありますか。この手順では、苦情の適切な記録、講じた処置の記録も含めたフォローアップを行うことを保証していますか。	GLOBALG.A.P.に関連する全ての苦情を記録したり、フォローアップしたりするための苦情処理の手順が必要です。そのような苦情への対応が文書で残されています。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
3.4.2	必須	適切に商品の回収をしている	①　商品の回収（残留農薬基準違反、JAS法に基づく表示違反を含む）に関する以下の作業の手順が文書化されている。 ・該当する出荷商品（ロット）の特定（管理点3.2.2参照） ・影響がある出荷先及び関係機関（保健所、農林事務所、農協等）への連絡と相談 ・商品回収と応急処置（代替品の手配等） ・回収された商品の処置 ・発生原因の追究と是正処置 ・審査・認証機関への報告 ②　事故が起きた場合は①の作業の手順に基づき対処し、結果を記録している。 ③　年に１度、作業の手順を見直している。	AF. 8.1	上位の義務	市場からの認証済生産物の回収/リコールを、どのように管理/開始するかを示した手順書がありますか。その手順を一年に一回テストしていますか。	生産物の回収/リコールにつながる可能性のある出来事の種類、回収/リコールの実施について判断を下す責任者、顧客とGLOBALG.A.P.認証機関（認証機関が処分を発動しておらず、生産者又は生産者グループが自発的に生産物を回収/リコールする場合）への連絡の仕組み、在庫数量の帳尻あわせの方法について具体的に書いた手順書を、生産者が閲覧できるようにしておかなければなりません。内容が有効であることを確認するため、一年に一回、手順書のテストを実施しなければなりません。模擬リコールを行うのでもよいでしょう。テストの記録を残しておかなければなりません。
				CB 8.6.7	上位の義務	MRL基準を超えた場合の対応計画を整備していますか。	残留農薬分析で栽培中の作物のMRL （生産国、または販売先国）を超えていることが示される場合に取るべき対応措置および行動（顧客への連絡、製品の追跡調査等を含む）の明確な手順書がなければなりません。別紙CB 5　残留農薬分析参照。
B　食の安全							
4. 土、水、種苗の管理							
4.1 土の管理							
4.1.1.	重要	土壌の安全性を確認している	①　行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ②　管理点1.2.2の③周辺の状況、および圃場の使用履歴（ドリン系農薬などのPOPs物質の残留等）から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。問題が発見された場合は行政に相談している。	AF. 1.2.1	上位の義務	初回検査の際に、登録された全ての生産場所に関するリスク評価を見ることができますか。初回以降の検査では、新たな生産場所、または既存の生産場所でリスクに変化のあった場所（これには借地を含む）についてのリスク評価が閲覧できますか。このリスク評価では、対象となるサイトで、食品安全、環境、該当する場合は動物の健康の観点から、持続的な生産ができることが示されていますか。	そのサイトが生産に適しているかを判断するために、リスク評価を行うことが必要です。リスク評価文書の見直しは、毎年、リスクの変化を考慮に入れて行い、また、新たなサイトを使用する際にも見直しをしなければなりません。リスク評価では、圃場履歴や隣接する農・畜・水産物/環境への影響について考慮しなければなりません（基本的な情報については、AF別紙1「リスク評価」、書かなければなりません。具体的な情報についてはAF別紙2参照）。
4.1.2.	努力	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 輪作、太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。	CB. 3.2	下位の義務	可能な場合、一年生作物の輪作を行なっていますか。	定植日または防除記録、もしくはこの両方から輪作について検証できなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
4.2 栽培中に使用する水の管理							
4.2.1	重要	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水に農産物に危害を与える要因が無いか年1回以上確認している。 ①　管理点1.2.2の③周辺の状況 ②　取水場所の周辺で行われた国や地方公共団体による河川や井戸等の水質調査の結果	CB. 6.3.2	下位の義務	潅漑/灌水施肥用水の汚染リスクに関する年次評価は完了していますか。	リスク評価では、全ての灌漑/灌水施肥用水の水源に対する潜在的な微生物学的、化学的または物理的汚染について考慮せねばなりません。 リスク評価の中には少なくとも、： ・水源の特定、 ・灌漑方法、 ・灌漑時期（作物の生育期間中）、 ・作物の灌漑用水への接触、を含めること。 作物の種別としては、： ・生食及び食べる前に裸の状態で移送される農作物 ・生食及び食べる前に裸の状態で移送されるか、リスク若しくは病原菌汚染の事故が過去にある農作物 ・生食及び食べる前に被覆された状態で移送、農場が清潔、病原菌汚染が過去にない農作物 ・加工された農作物、とすること。 別紙CB.1微生物学的ハザード参照。
				FV. 3.1.1	上位の義務	作物保護製品の希釈に用いる水質のリスク評価を行っていますか。	書面でのリスク評価を実施していなければなりません。それには、水源、作物保護製品のタイプ（除草剤、殺虫剤等）、散布時期（作物の成長段階）、散布箇所（作物の可食部位、その他の部位、作物間の地面等）が含まれます。そして必要な場合には是正措置をとらなければなりません。
4.2.2	重要	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。	CB. 6.3.3	下位の義務	リスク評価(CB.6.3.2)に従った頻度で、灌漑用水の分析は行われていますか。	作物の性質を考慮したリスク評価の結果に従った頻度で水質分析を行なわなければなりません。分析サンプルは灌漑システムの出口やそれに可能な限り最も近いポイントで採取しなければなりません。
				CB. 6.3.6	下位の義務	リスク分析で要求する場合、問題がある分析結果の場合は、次の収穫サイクルの前に処置を実施していますか。	記録は是正措置及び/又は意思決定に際して有効である必要があります。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
4.3 収穫後の農産物に対し使用する水の管理							
4.3.1	必須	収穫後、最後に使用する水は衛生的である	農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる氷を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年１回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。 主に生食するものは国や地方公共団体の飲用水の基準に適合していることを確認している。 問題が発見された場合は使用を一時中止し、保健所に相談している。	FV. 4.1.12	上位の義務	収穫物を扱う際に使用する氷（や水）は、飲用水から作ったもので、生産物を汚染しないような衛生的な状態で取り扱っていますか。	収穫場所で使用する氷や水は、どんな場合であっても、飲用水から作り、生産物を汚染しないような衛生的な取扱いをしなければなりません。
4.3.2	必須	農産物を洗う水を適切に管理している	①　ため水洗いをする場合は、掛け流しで農産物を洗浄している。 ②　農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。	FV. 5.7.2	上位の義務	洗浄水を再循環させて生産物の最終洗浄を行っている場合、この水は濾過され、ｐＨ、消毒剤の濃度と処理レベルを定期的にモニターしていますか。	水を再循環させて生産物の最終洗浄を行っている場合、この水をろ過し、消毒し、pH、消毒剤濃度や処理レベルを、定期的にモニターしていなければなりません。この記録をつけていなければなりません。固形物や浮遊物を効果的にろ過する装置を必ず設置し、使用率や水量に従った濾過装置の定期的な洗浄スケジュールを決め、文書にしていなければなりません。フィルターの自動逆洗や、消毒剤の自動注入量の変更を記録することができない場合は、手順/方針の中でこのプロセスについて説明していなければなりません。
4.4 種苗・種菌の選択と管理							
4.4.1	重要	品種の選択の理由を説明できる	多様な視点から品種を選択し、その品種を選んだ理由を説明できる。 選択理由としては例えば下記のようなものがある。 土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、穂木の安全性（ウイルスの感染の有無）、農薬や肥料の使用量が少ないもの。	CB. 2.1.2	下位の義務	購入した繁殖材料の品質保証書または、種苗の生産に関する認証について保証している文書がありますか。	繁殖材料が、合法的なものであり、または国の法律による定めがない場合には、業界組織によるガイドラインに適合していることを示す記録、そしてその繁殖材料が使用目的に適合していることを示す記録がなければなりません。（たとえば、品質保証書、引渡し条件書、署名入り書簡、またはGLOBALG.A.P.認証を持つ種苗業者、もしくはGLOBALG.A.P.が同等性を認めた基準による認証を持つ種苗業者から購入したものでなければなりません。）

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
4.4.2	必須	種苗の出所を記録している	①　種苗・種菌を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数が記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。 ②　自ら採種している場合、種苗の出所を記録している。 ③　種苗に農薬を使用した場合、管理点6.3.4に従って記録している。	CB. 2.1.1	推奨.	種子の品質（有害な害虫、病気、ウイルスなどがない）について保証した文書がありますか。	種子の品質記録／証明書を保管しており、閲覧できなければなりません。それには、品種の純度、品種名、バッチ番号および種子販売業者が記されてなければなりません。
				CB. 2.1.3	下位の義務	農場内の施設での育苗の際には、植物の健康のための品質管理システムを運用していますか。	目に見える病虫害発生の徴候を監視するシステムも含めた品質管理システムを整備しており、かつ、その監視システムの最新記録を閲覧できなければなりません。育苗施設とは、繁殖材料を生産するあらゆる場所を指します（農場内で接木用材料の選別する作業も含む）。「監視システム」には、母本（訳注：母体となる植物）、または圃場、また該当する場合には、源となる植物の記録と識別を含まなければなりません。記録は、決められた頻度で定期的に記録しなければなりません。耕作されている樹木や植物を自家用にのみ（すなはち、販売目的でなく）使用する場合は、これで十分です。台木を使用する場合は、文書を調べ、その台木が何処から来たものであるかについて、特に注意しなければなりません。
				CB. 2.2.1	下位の義務	購入した全ての繁殖種苗（種子、台木、苗木、苗、挿し木）において行なわれた化学的処理は記録されていますか。	種子又は一年生作物の根茎に生産者が処理を行う場合、使用した製品名、対象となる害虫及び/又は病気についての記録を保持しなければなりません（例　記録/種子袋等）。貯蔵目的で種子処理を行っている場合も、使用した薬品を示す証拠を保持しておかなければなりません。
				CB. 2.2.2	下位の義務	農場内で育苗する場合、繁殖種苗への作物保護製品の処理について記録していますか。	農場内での育苗では購入した繁殖種苗に使用した全ての農薬の記録が閲覧でき、記録には場所、日付、商品名、有効成分、作業者名、承認者名、使用理由、使用量、使用機器が含まれていなければなりません。
4.4.3	必須	品種登録制度を守っている	登録品種の種苗については許諾を得て栽培している。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
4.4.4	重要	播種、定植を記録している	播種または定植について下記を記録している。 ① 播種または定植の方法 ② 播種日または定植日 ③ 圃場の名称または圃場番号	CB. 3.1	下位の義務	生産者は播種/定植率、播種/定植日を記録していますか。	播種/定植率、日付についての記録をつけており、閲覧できなければなりません。
5. 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の管理							
5.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の選択・計画							
5.1.1	重要	施肥の責任者がいる	①　肥料の選択と使用計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ②　その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。もしくは、普及指導センターや農協の助言を受けている。	CB. 5.2.1	下位の義務	施肥（有機肥料・無機肥料）に関するアドバイスは力量があり資格がある人によって行なわれていますか。	施肥記録には、肥料（有機又は無機）の選定をした技術責任者が外部アドバイザーの場合、力量のある組織（例　公共相談窓口）に雇われた場合以外は、公的な資格、特別なトレーニングコース等から得た教育訓練と技術的な力量を示せなければなりません。 施肥量と有機・無機肥料の種類を決める技術上の責任者が施肥記録上に示されている場合、技術的知識に裏打ちされた経験（例　技術文献の利用、特別なトレーニングコースへの参加等）を持っていたり、またツールを使用していること（ソフトウエアーや農場での検出方法等）を確認できなければなりません。
5.1.2	必須	適切な施肥設計を行っている。（その1）	都道府県・農協の基準（標準施肥量・栽培暦）や土壌診断（または培養液分析）から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立てている。土壌診断は、少なくとも、窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・pH・ECについて実施している。	CB. 5.1.1	下位の義務	全ての施肥は作物に特有な栄養要求性や土壌の状態を考慮して行なっていますか。	生産者は作物の養分要求量及び土壌の肥沃度を考慮していることを示すことができなければなりません。その証拠になる分析記録や作物固有の性質についての文献的証拠を示せなければなりません。適用除外禁止。
5.1.3	努力	適切な施肥設計を行っている。（その2）	土壌診断においてCEC・C/N比（炭素率）・微量要素を測定している。	CB. 5.1.1	下位の義務	全ての施肥は作物に特有な栄養要求性や土壌の状態を考慮して行なっていますか。	生産者は作物の養分要求量及び土壌の肥沃度を考慮していることを示すことができなければなりません。その証拠になる分析記録や作物固有の性質についての文献的証拠を示せなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
5.1.4	重要	肥料成分を把握している	①　購入肥料はその成分表（窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・微量要素等）を保管して養分寄与を把握している。 ②　堆厩肥を使用する場合は、その養分寄与も考慮している。 ③　購入先・入手先を把握している。	CB. 5.6.1	下位の義務	購入した肥料には、養分含量(N,P,K)を示す証拠文書が添付されていますか。	GLOBALG.A.P.の認証作物に過去12ヶ月間分の全ての肥料に関して、N, P, K含量の詳細を記した文書（若しくは公定規格が分かる文書）がなければなりません。
5.1.5	必須	病原微生物汚染の危険があるものを使用していない	圃場に未処理の生活廃水、人糞、生の家畜糞を使用していない。	CB. 5.5.1	上位の義務	農場では、人糞尿を含む生活雑排水汚泥の使用を禁止していますか。	人糞尿を含む生活雑排水汚泥はGLOBALG.A.P.登録作物に使用してはいけません。適用除外禁止。
5.1.6	重要	肥料等の安全性を確認している（化学的危害）	普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は、有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書を入手する等により安全性を確認している。	CB. 5.5.2	下位の義務	有機肥料の施肥の前に、その供給元、性質、意図した使用目的のリスク評価を行っていますか。	根拠書類には少なくとも以下の潜在リスクを考慮していることが示されていなければなりません：有機質肥料の種類、堆肥化の方法、雑草や種子の混入、重金属の含有、施用の時期、有機肥料の施用場所（たとえば、作物の可食部との接触、畝間施用等）。これにはバイオガス施設由来の原料にも当てはまります。別紙CB 1微生物学的ハザード参照。
				CB. 5.6.2	推奨.	購入した無機肥料には、重金属も含めた化学成分を示す証拠文書が添付されていますか。	GLOBALG.A.P.認証作物に施肥した過去12ヶ月分の無機肥料全てについて、重金属も含めた化学成分を書いた文書がなければなりません。
5.1.7	重要	肥料等の安全性を確認している（生物学的危害）	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の方法により病原微生物等による汚染を防いでいる。 ①　証明書等により原材料、製造方法を把握している。 ②　堆厩肥は発酵温度を60℃以上に保つ等して病原微生物を低減させている。	CB. 5.5.2	下位の義務	有機肥料の施肥の前に、その供給元、性質、意図した使用目的のリスク評価を行っていますか。	根拠書類には少なくとも以下の潜在リスクを考慮していることが示されていなければなりません：有機質肥料の種類、堆肥化の方法、雑草や種子の混入、重金属の含有、施用の時期、有機肥料の施用場所（たとえば、作物の可食部との接触、畝間施用等）。これにはバイオガス施設由来の原料にも当てはまります。別紙CB 1微生物学的ハザード参照。
				AF. 5.2.3	推奨	病気の完全源となるリスクがない場合に限り、有機物の残渣を農場で堆肥化し、土壌改良に役立てていますか。	有機物の残渣は、堆肥化し、土壌改良に使用します。病気の感染リスクのないことが確実な堆肥化方法であることが必要です。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
5.2 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の準備・使用							
5.2.1	重要	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 例えば、散布口の詰まりがないことを確認している。			JGAP審査の時に限り適用	
5.3 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の使用記録							
5.3.1	必須	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所（圃場の名称または圃場番号）（1.2.2参照） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業者名	CB 8.11.1	下位の義務	肥料及び作物保護製品に分類されない、作物または/あるいは土壌に施される物質がある場合は、記録が行われていますか。	自家製作物保護製品、植物強化剤、土壌改良剤、その他の物質を認証作物に使用する場合、記録が参照可能でなければなりません。これらの記録には、物質名（どの植物の由来か）、商品名、圃場、日付、量（購入した場合には）を含める必要があります。当該国にそのような薬剤を登録するスキームがある場合、登録されていなければなりません。
				CB. 5.3.1	下位の義務	どこの圃場、果樹園または温室ですか？	すべての施肥について、地理的な地域、認証登録作物の作られている圃場、果樹園、及び温室の名称と関連付けられて情報を記録していなければなりません。水耕栽培や養液栽培についても同様に記録を保持する必要があります。適用除外禁止
				CB. 5.3.2	下位の義務	施肥日は？	すべての施肥記録上に、正確な施肥日（日／月／年）を記録していなければなりません。適用除外禁止
				CB. 5.3.3	下位の義務	施肥の種類は？	すべての施肥記録上に、商標名、肥料の種類（例：N、P、K）および濃度（例：17-17-17）を記録していること。適用除外禁止。
				CB. 5.3.4	下位の義務	施肥量は？	すべての施肥記録上に、使用する製品の量を重量または体積で記録しなければなりません。実際の施肥量が常に推奨される施肥量と同じとは限らないため、必ず記録が必要です。適用除外禁止。
				CB. 5.3.5	下位の義務	施肥の方法は？	すべての施肥記録上に、使った散布機械の種類や施肥方法（例えば灌水施肥、または機械散布）適用できるのであれば、使用した機械を詳しく記録していなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
5.4 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の保管							
5.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管している	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料（硝酸アンモニウム、硝酸カリ、生石灰）を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認している。			JGAP審査の時に限り適用	
5.4.2	必須	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。	CB. 5.4.1	下位の義務	物保護製品とは別に保管されていますか。	最低限の要求事項は、物理的障壁（壁、シートなどの仕切り等）を設けることによって、肥料と作物保護製品との物理的交差汚染を防止すること。肥料を作物保護製品と一緒に散布する場合は（たとえば微量要素や葉面散布肥料）、密閉容器に入れたものならば作物保護製品と一緒に保管してもよい。
				CB. 5.4.5	下位の義務	水源汚染のリスクを軽減するような適切な保管方法をとっていますか。	全ての肥料は、水源や地下水へのリスクを最小限にするような方法で適切に保管しなければなりません。液体肥料の保管場所は、最も大きい容器の110%にあたる容量の容器に入れ、非浸透性の壁で囲まれていなければなりません。また、水路に近接する場合や、洪水のリスク等も考慮する必要があります。
				CB. 5.4.6	上位の義務	収穫物と一緒に保管していませんか。	肥料は収穫物と一緒に保管してはいけません。
				CB. 5.5.4	下位の義務	有機質肥料を保管する際には、環境汚染のリスクを軽減するような適切な保管方法をとっていますか。	有機質肥料を保管する際には、決まった場所に保管しなければなりません。地表水への汚染を防止するための適切な対策を取る必要があります（たとえば、コンクリートの土台と壁、または専用の漏出防止コンテナ等）。また、具体的には、地表水面から最低25メートル離して保管しなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
5.4.3	重要	梱包された肥料等を適切に保管している	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ①　覆いがあり、肥料が日光、霜、雨の影響を受けないようにしている。 ②　きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③　肥料等を直接土の上に置いていない。 ④　農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。	CB. 5.4.2	下位の義務	覆いのある場所で保管してい	覆いのある場所は、無機肥料（粉末、粒状及び液状の）をあらゆる環境影響（日光、霜及び雨）から保護するのに適しています。リスク評価（肥料の種類、天候条件、一次保管場所）に基づいて保管を実施する場合、ビニールカバーでもよい。保管庫では地面や床に直接置いてはいけません。農場に石灰や硫酸カルシウムを置くことは許されています。 バルクの液体肥料は、流出防止が可能で、製品安全性データシート（MSDS）の保管要求事項を満たしている場合に限り、容器を屋外で保管することができます。
				CB. 5.4.3	下位の義務	清潔な場所で保管しています	無機肥料（粉末、粒状、液状など）はごみなどの廃棄物のない場所で保管し、ねずみ等の繁殖場所とならないようにし、こぼれたり漏れたものは取り除かなければなりません。
				CB. 5.4.4	下位の義務	乾燥していますか。	無機肥料（粉末、粒状、液状など）のための保管場所は、換気が良好で、雨水の浸入やひどい結露のない場所でなければなりません。地面には直接置いてはいけません。 バルク液体肥料は、流出防止が可能で、製品安全性データシート（MSDS）の保管要求事項を満たしている場合に限り、容器を屋外で保管することができます。
5.4.4	努力	農薬入り肥料・石灰窒素は農薬に準じた保管をしている	農薬入り肥料・石灰窒素の保管は管理点6.4.2、6.4.3、6.4.4、6.4.5の項目を満たしている。			JGAP審査の時に限り適用	
5.4.5	努力	堆厩肥を適切に保管している	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。			JGAP審査の時に限り適用	
5.4.6	重要	肥料等の在庫を管理している	①　肥料等の在庫は台帳で確認できる。 ②　台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。	CB. 5.4.7	下位の義務	無機肥料の最新の在庫記録、または閲覧可能な使用記録がありますか。	在庫記録（肥料の種類と量）が閲覧可能で、最低3ヶ月毎に1度は更新されていなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6. 農薬の管理							
6.1 農薬の選択・計画							
6.1.1	必須	農薬使用の責任者がいる	①　農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ②　農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者や病害防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。	CB. 8.2.1	上位の義務	作物保護製品は力量のある人員が選定していますか。	作物保護製品の記録に、技術責任者が作物保護製品を選定していることが示されている場合、その者はアドバイザーの資格を持っており、公的な資格か、特定の訓練コースへ参加した証明書などで説明できる技術的力量がなければなりません。アドバイザーや政府からのFaxやe-mailも可。 作物保護製品の記録に、作物保護製品の選定をする技術責任者は生産者であることが示されている場合には、経験を技術的知識、によって補っていることが要求されます。（たとえば、製品の技術文書、特定の教育訓練コースへの出席等）
				CB. 7.1	下位の義務	IPMシステムの実践に対する支援を、訓練やアドバイスを通して得ていますか。	外部の顧問が支援する場合は、公的組織に所属しない場合に限り、教育及び技術的力量は公的な資格や特別な訓練コースの修了書等を示せなければなりません。 技術責任者が生産者である場合は、経験から得た知識が技術知識（たとえば、IPM技術文献の参照、特別訓練コースへの参加等）及び/又はツールの使用（ソフトウェアー、農場での検出方法）によって補完されなければなりません。
6.1.2	重要	農薬に関する最新情報を収集している	農薬使用の責任者は、防除作業の安全・省力化を図るために農薬の最新情報を入手する等農薬の知識を高める努力をしている。	CB. 7.1	下位の義務	IPMシステムの実践に対する支援を、訓練やアドバイスを通して得ていますか。	外部の顧問が支援する場合は、公的組織に所属しない場合に限り、教育及び技術的力量は公的な資格や特別な訓練コースの修了書等を示せなければなりません。 技術責任者が生産者である場合は、経験から得た知識が技術知識（たとえば、IPM技術文献の参照、特別訓練コースへの参加等）及び/又はツールの使用（ソフトウェアー、農場での検出方法）によって補完されなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.1.3	必須	農薬使用を必要最低限にしている	農薬使用の責任者は、総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組む等、耕種的防除・生物的防除・物理的防除を適切に組み合わせることにより病害虫の発生を抑え、抑えきれない場合は化学的防除を適切に使用している。 例えば下記の取り組みを行っている。 ①　病害虫を事前に予防するための工夫を行っている。 ②　病害虫の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ③　病害虫の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。	CB. 7.2	上位の義務	「予防」	生産者は生産規範の選択など、病虫害被害の発生率や強さを低減し、それによって防除の必要性を下げるための活動を少なくとも１つ行なっている証拠を示せなければなりません。
				CB. 7.3	上位の義務	「観察とモニタリング」	生産者は、a)いつ、どの程度、害虫やその天敵が存在するかを判断するための情報を入手し、b)それを利用して必要な害虫防除技術の計画をたてるための活動を少なくとも１つ行なっている証拠を示せなければなりません。
				CB. 7.4	上位の義務	「防除」	生産者は、病虫害が農作物の経済的価値に悪影響を及ぼす場合、特定の手段による防除を行なうという証拠を示せなければなりません。必要に応じて、農薬を使わない方法を考慮する必要があります。
				CB. 7.1	下位の義務	IPMシステムの実践に対する支援を、訓練やアドバイスを通して得ていますか。	外部の顧問が支援する場合は、公的組織に所属しない場合に限り、教育及び技術的力量は公的な資格や特別な訓練コースの修了書等を示せなければなりません。 技術責任者が生産者である場合は、経験から得た知識が技術知識（たとえば、IPM技術文献の参照、特別訓練コースへの参加等）及び/又はツールの使用（ソフトウェアー、農場での検出方法）によって補完されなければなりません。
6.1.4	必須	農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ①　散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。 ②　使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期（収穫前日数等）の基準を満たす計画となっている。	FV. 1.1.2	下位の義務	くん蒸後、作付けまでの期間を守っていますか。	くん蒸後、作付けまでの期間を記録しなければなりません。
				CB. 8.1.1	下位の義務	栽培中の作物への使用が当該国で承認されている作物保護製品の最新リストを保持していますか。	作物保護製品の商品名を記したリストが閲覧可能であり（有効成分の組成、または有益な微生物名も含む）、それは過去12ヶ月以内にGLOBALG.A.P.認証農場で栽培した作物に対して承認されたもののリストでなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.1.5	重要	耐性・抵抗性の発生を防いでいる	過去に使用した農薬を把握し、耐性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。	CB. 7.5	下位の義務	ラベルに書かれた抵抗性を強めないための推奨事項を守り、作物保護製品の効果を保つようにしていますか。	病害虫や雑草などへの防除が繰り返し必要な時、製品のラベル上に抵抗性を強めないための具体的な推奨事項（存在する場合）が書かれていれば、それに従わなければなりません。
6.1.6	重要	農薬の土壌残留を考慮している	土壌処理農薬について、今後1年間の作付け予定の品目にも適用があるか確認し、次作に残留農薬基準違反の影響が出る可能性がある場合は使用していない。	FV. 1.1.1	下位の義務	土壌くん蒸剤使用の正当な根拠を文章にしたものはありますか。	使用場所、日付、有効成分、使用量、使用方法、作業者名を含めた、土壌くん蒸剤使用に関する正当性の根拠となる文書があること。土壌くん蒸剤として臭化メチルの使用は認められません。
6.2 農薬の準備・使用							
6.2.1	必須	農薬使用の責任者が農薬の準備・使用を管理している	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。			JGAP審査の時に限り適用	
6.2.2	必須	適切な農薬を選んでいる（国内）	生産国において登録がある農薬のみ使用している。日本の場合、農林水産省に登録されている農薬のみ使用している。	CB. 8.1.1	上位の義務	栽培中の作物への使用が当該国で承認されている作物保護製品の最新リストを保持していますか。	作物保護製品の商品名を記したリストが閲覧可能であり（有効成分の組成、または有益な微生物名も含む）、それは過去12ヶ月以内にGLOBALG.A.P.認証農場で栽培した作物に対して承認されたもののリストでなければなりません。
				CB. 8.1.2	上位の義務	現時点で作物保護製品は（登録する公的な制度がある国では）、登録されたものだけを適用農作物に使用していますか。	使用したすべての農薬は使用国の関係政府機関に公式で現時点で登録されているか、認可を受けているものでなければなりません。公的な登録制度が存在しない場合は、この事項に関するGLOBALG.A.P.ガイドライン（別紙CB.4）、および国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の「農薬の流通と使用に関する指導的規約」を参照すること。別紙　CB4参照　地方政府によりPPP最終適合のための公的農場試験が実施されている場合。適用除外禁止。
6.2.3	必須	適切な農薬を選んでいる（輸出）	輸出用農産物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていることを確認できる。例えば、EU向け輸出ではEC禁止リスト79/117/ECによって禁止している農薬を過去12ヶ月以内に使用していない。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.2.4	重要	農薬散布機の使用前点検をしている	①　ノズル、ホース、接合部のチェック等を行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 ②　農薬散布器具が充分に洗浄されていることを確認している。	CB 9.1	下位の義務	食品安全や環境に注意を払う機器（たとえば、肥料散布器、作物保護製品散布器、灌漑システム、重量測定、温度管理に使用される機器）は、定期的に点検し、適用される場合は少なくとも年に一度は校正を行っていますか。	機器はあらゆる修理、オイル交換等の実施に関して最新のメンテナンスシートに記録し、良い状態に保っていなければなりません 。 たとえば： 肥料散布機：最低限、直近12ヶ月以内に専門業者、肥料散布機業者、農場の技術責任者の校正実施後からの記録を残すこと。 作物保護製品散布器： 別紙CB.7目視確認、機器適用のための機能テストのガイダンスを参照。作物保護製品の適用機器（自動及び手動）は直近12ヶ月以内に適正運転を証明し、これらは公的なスキーム（スキームがある場合）に参加し、その力量を示すことができる人員により実施され、証明されるか文書化されていること。
6.2.5	重要	適切な場所で準備している	①　農産物や環境に危害の無い場所で農薬を調合している。 ②　こぼれた時の対応として、ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。			JGAP審査の時に限り適用	
6.2.6	必須	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	①　使用回数・総使用回数及び使用時期（収穫前日数等）は、ラベルの指示に従っていることが記録から分かる。 ②　連続して収穫する作物は、誤って収穫してしまうことを防ぐ工夫をしている。	CB. 8.4.1	上位の義務	登録された収穫前期間に従っていますか。	明確な手順書および資料があり、防除記録および処理場所からの作物収穫日によって、作物に散布した作物保護製品のすべての収穫前日数を守っていることが実証できなければなりません。継続的に収穫を行なう場合は特に、その農地や果樹園、温室ごとに（例えば、警告標識、散布時期表示等）、全ての収穫前期間に適合することを確実にするための適切なシステムがなければなりません。8.6.4参照。花卉および観賞用植物以外、適用除外禁止。
6.2.7	必須	ラベルの表示内容を確認している	①　使用方法（散布・灌注等）、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量について、ラベルの指示に従っている。 ②　使用する農薬の最終有効年月を確認している。	CB. 8.1.2	上位の義務	現時点で作物保護製品は（登録する公的な制度がある国では）、登録されたものだけを適用農作物に使用していますか。	使用したすべての農薬は使用国の関係政府機関に公式で現時点で登録されているか、認可を受けているものでなければなりません。公的な登録制度が存在しない場合は、この事項に関するGLOBALG.A.P.ガイドライン（別紙CB.4）、および国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の「農薬の流通と使用に関する指導的規約」を参照すること。別紙　CB4参照　地方政府によりPPP最終適合のための公的農場試験が実施されている場合。適用除外禁止。
				CB. 8.1.3	上位の義務	製品のラベル上に示されている通り、適用のある対象に対して作物保護製品を使用していますか。	その農作物にふさわしい作物保護製品を使用しており、病害虫または雑草、農薬による処置の対象について、使用の正当な根拠（ラベル上の推奨事項、または公的登録機関の出版物）を示せなければなりません。生産者がラベル表示以外の作物に作物保護製品を使用している場合は、その国で、その農作物に対してその作物保護製品を使用することについて、公的な承認を受けているという証拠がなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.2.8	必須	農薬を正確に計量・調製している	①　農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ②　平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③　計量カップ等は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。 ④　散布面積から必要な散布液量を計算し、散布液が残らないよう調整している。（管理点6.3.1参照）	CB 8.8.5	下位の義務	作物保護製品を混合する場合、ラベルの指示、適正な取り扱い及び混合の手順に従っていますか。	適切な計量器具を含めて、作物保護製品を混合するための適切な設備を備えていなければなりません。そうすればラベルの指示どおりの正しい取り扱いと、混合方法を守ることが可能となります。適用除外禁止。
6.2.9	必須	立ち入り禁止期間を遵守している	①　ラベルに散布後の立ち入り禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中は圃場へ立ち入ってはいけないことが文書化（掲示を含む）されている。 ②　散布後の圃場立ち入り禁止日数を守っていることが記録から分かる。	CB. 8.8.2	上位の義務	農場における農薬散布後の再入場を取り決めた手順書はありますか。	ラベルの指示に従い、作物に散布した作物保護製品ごとの散布後の立ち入り禁止期間を示す明確な手順書がなければなりません。立ち入り禁止期間がラベルに示されていない場合は、特定の要求事項はありませんが、作業者が散布エリアに再入場する際には、作物上の散布液は乾いていることが要求されます。
6.2.10	必須	その他の使用上の注意事項を遵守している	管理点6.2.2、6.2.6、6.2.7、6.2.9以外について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.3 農薬の片付け・記録							
6.3.1	重要	農薬散布後の残液を適切に処理している	①　調合した薬液は使い切るようにしている。（管理点6.2.8参照） ②　農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で散布むらの調整に使用している。さらに残液がある場合は、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく、作物を植えることのない場所を選び、土にしみ込ませるようにしている。	CB. 8.5.1	下位の義務	あまった混合済み散布液やタンクのゆすぎ液は、国や自治体の規制や、食品安全や環境の基準に従って廃棄していますか。	散布液やタンクゆすぎ液の残りを作物に適用する場合は、ラベルの投与率を超えていないことが最優先されます。混合液やタンクゆすぎ液の残りは、食品安全や環境の基準に従って廃棄していなければなりません。記録を保持することが要求されます。適用除外禁止。
6.3.2	重要	散布設備を洗浄している	①　散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 ②　散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③　薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。			JGAP審査の時に限り適用	
6.3.3	重要	散布設備の洗浄水を適切に処理している	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。 地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で、散布むらへの調整、灌水、または自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく作物を植えることのない場所へしみ込ませるようにしている。	CB. 8.5.1	下位の義務	あまった混合済み散布液やタンクのゆすぎ液は、国や自治体の規制や、食品安全や環境の基準に従って廃棄していますか。	散布液やタンクゆすぎ液の残りを作物に適用する場合は、ラベルの投与率を超えていないことが最優先されます。混合液やタンクゆすぎ液の残りは、食品安全や環境の基準に従って廃棄していなければなりません。記録を保持することが要求されます。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.3.4	必須	農薬使用を記録している（その1）	農薬使用について、下記の項目を記録している。④⑥は使用農薬の一覧表からの引用が分かるようになっているのでもよい。（管理点6.1.4参照） ①　対象作物または品種（農薬登録における適用作物名） ②　使用場所　（圃場の名称または圃場番号） ③　使用日 ④　農薬の商品名及び有効成分名 ⑤　希釈倍数と使用量 ⑥　使用時期(収穫前日数等)	FV. 2.2	上位の義務	培地を再利用するために化学薬品での殺菌を行う場合、殺菌場所、実施日、薬品名、使用方法、作業者名、作付前期間を記録していますか。	培地の殺菌を農場内で行う場合、圃場や果樹園、温室の名称を記録していなければなりません。農場外での殺菌の場合は、培地の殺菌を行った会社の名称及び所在地を記録しなければなりません。以下の事項を正しく記録しなければなりません：殺菌日（年月日）、薬品名及び有効成分名、使用機械（例　1000ℓタンク等）、使用方法（例　ドレンチング、噴霧等）、作業者名（すなわち、実際に薬品を使って殺菌を実施したものの氏名）、作付前期間。
				CB. 8.3.1	上位の義務	作物名及び/又は品種名?	すべての防除記録上に、処理した作物の名前および品種名、またはいずれかを具体的に記録していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.2	上位の義務	散布場所は?	すべての防除記録上に、地理的な区域、作物がある農場と農地、果樹園または温室の名称または関連づけられる情報を記録していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.3	上位の義務	散布日は?	すべての防除記録上に、正確な散布日（日／月／年）を記録していなければなりません。実際の散布日（1日以上かかった場合は終了日）を記録する必要があります。適用除外禁止。
				CB. 8.3.4	上位の義務	商品名及び有効成分名は?	すべての防除記録上に、完全な商品名（剤形を含む）及び有効成分若しくは学名での有益な生物の名称を記録していなければなりません。有効成分は記録され、商品名から有効成分がわかるようになっていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.8	下位の義務	散布した製品の量は?	すべての防除記録上に、重量または体積、または水（もしくはその他の溶媒）の全量、 およびリットル当たりの薬のグラム数、または国際的に認められた単位で、散布することになっている作物保護製品の量を記録していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.10	上位の義務	使用後の出荷制限期間（収穫前期間）は?	すべての作物保護製品の散布について、製品ラベルや他の情報源で閲覧できる収穫前期間を記録していなければなりません。ラベルに記載されていない場合、公的な情報で収穫前期間を定めていなければなりません。適用除外禁止。花卉および観賞用植物は除く。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.3.5	重要	農薬使用を記録している（その2）	農薬使用について、下記の項目を記録している。②③は使用農薬の一覧表、④は組織表からの引用が分かるようになっているのでもよい。（管理点1.2.1、6.1.4参照） ① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫・雑草名） ③ 使用方法（散布機等の機械の特定を含む） ④ 農薬使用の責任者名	CB. 8.3.5	下位の義務	作業者は?	防除記録上で、農薬散布を行なった作業者を特定していなければなりません。同一人物が全ての農薬散布を行なう場合、作業者の詳細は一度の記録で適合と判断されます。適用除外禁止。
				CB. 8.3.6	下位の義務	散布の正当性は?	すべての防除記録上に、処理した病害虫または雑草の名称を記録していなければなりません。通称が用いられている場合、ラベルに記載された名称と一致していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.7	下位の義務	散布の技術責任者は?	作物保護製品の使用及び適用量を決定する技術責任者名を記録されていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.3.9	下位の義務	使用した防除機器名称は?	散布した農薬全てにつき、防除機械の種類（さまざまな装置を使っている場合、個々に特定できるように）、散布方法（例えば背負い式噴霧器、大容量散布、極少量散布、灌漑システムを利用した散布、粉剤散布、霧状散布、空中散布、その他）について、すべての防除記録上に詳細に記録していなければなりません。適用除外禁止
6.4 農薬の保管							
6.4.1	必須	農薬保管の責任者がいる	①　農薬保管の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ②　農薬保管の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。	CB. 8.7.13	下位の義務	鍵と保管施設への出入りを、作物保護製品取扱いの正式訓練を受けた労働者にのみ限定していますか。	保管施設には鍵がかかっており、作物保護製品の安全な取扱いと使用について正式訓練を受けたことを実証できる人が立ち会っていなければその場への出入りを認めてはいけません。適用除外禁止。
6.4.2	必須	農薬の保管条件は適切である（その1）	①　農薬保管庫は強固であり施錠されている。 ②　農薬は、購入時に入っていた容器のままで保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。	CB. 8.7.2	下位の義務	堅固なつくりですか。	作物保護製品の保管施設は頑丈で堅固なつくりで建てられていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.3	上位の義務	安全な場所ですか。	保管施設は施錠して安全を確保していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.14	上位の義務	すべての作物保護製品は購入時のパッケージのまま保管していますか。	現在保管施設にあるすべての作物保護製品は購入時の容器やパックのまま保管しなければなりません。容器が破損した場合に限り、新しいパッケージに入れ、元のラベルの全情報を記載することが要求されます。CB.8.9.1.参照。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.4.3	重要	農薬の保管条件は適切である（その2）	①　開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。 ②　農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。 ③　作物に使用するもの、作物以外に使用するもの（除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの）を分けて保管し、誤用を回避している。 ④　農薬流出に対処するため、内容量にあったトレーや囲いを用意している。流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。 ⑤　ラベルで要求されている温度条件が保たれている。 ⑥　その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 ⑦　立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ⑧　ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑨　農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。 ⑩　危険性を警告する表示がされている。	CB. 8.7.4	下位の義務	温度条件は適切ですか。	作物保護製品は、ラベル表示の保管要求事項どおりの材質で、適切な場所に保管されていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.6	下位の義務	換気は良好ですか（人が入れる保管庫の場合）。	保管施設は有害な気体の発生を防止するために、十分かつ絶え間ない換気が行われていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.7	下位の義務	明るさは十分ですか。	保管施設は自然光若しくは人工照明によって、十分な明るさのある場所に設けられており、棚にあるすべての製品ラベルを容易に読みとれることが保証できなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.8	下位の義務	保管施設は自然光若しくは人工照明によって、十分な明るさのある場所に設けられており、棚にあるすべての製品ラベルを容易に読みとれることが保証できなければなりません。適用除外禁止。	最低限の要求事項は、物理的障害（壁、シート等）を用いることにより、作物保護製品と他の資材との交差汚染を防止していなければなりません。
				CB. 8.7.10	下位の義務	作物保護製品の保管施設は流出に対して貯留ができますか。	農薬保管施設には貯留タンクがあるか、もしくは、庫内で最大の液体容器の110%にあたる容量の槽で流失をせき止める構造になっており、貯蔵所の外部への漏出・浸出や汚染が生じないことが確実でなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.12	下位の義務	この保管施設は流出にも対応できますか。	保管施設及びすべての所定の調合場所には、作物保護製品が流出した場合に使用するため、容器に入った不活性吸収剤すなわち砂、床ブラシとちり取りとポリ袋が、標識を付けた決まった場所に備えていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.7.15	下位の義務	GLOBALG.A.P.に登録された作物への使用が承認されている作物保護製品は、保管施設内で、他の目的で使用される作物保護製品と分けて保管されていますか。	作物保護製品は登録され、そして/又は対象作物以外への使用（例　庭への使用等）を目的とする作物保護製品は、作物保護製品と明確に区分され、分けて保管しなければなりません。
				CB. 8.7.16	下位の義務	作物保護製品は登録され、そして/又は対象作物以外への使用（例　庭への使用等）を目的とする作物保護製品は、作物保護製品と明確に区分され、分けて保管しなければなりません。	液剤を棚で保管する場合は、決して粉剤または粒剤の上段に保管してはなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.4.4	努力	農薬の保管条件は適切である（その3）	農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。	CB. 8.7.9	下位の義務	作物保護製品の保管棚は、非吸収性の素材で作られていますか。	作物保護製品の保管施設は流出に備えて装備を行なわなければなりません。（例えば、金属、硬化プラスチック若しくは不浸透性のビニールで覆われたもの等）
6.4.5	必須	農薬の最終有効年月を管理している	最終有効年月を過ぎた農薬を分別して保管している。 廃棄する場合は、 管理点12.1に従っている。	CB. 8.10.1	下位の義務	使用期限切れの作物保護製品は、安全に保管し、識別し、認可または承認されたルートを経て処分していますか。	期限切れの作物保護製品が公的な認可を受けた経路で処分されたことを示す記録文書がなければなりません。これが不可能な場合は、期限切れ作物保護製品を安全に保管し、識別できるようにしていなければなりません。.
6.4.6	重要	農薬の在庫を管理している	①　農薬の在庫は台帳で確認できる。 ②　台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③　開封・未開封が識別管理されている。	CB. 8.7.17	下位の義務	作物保護製品の最新の保管一覧表若しくは使用記録は閲覧可能ですか。	保管内容（種類及び量）を記した保管一覧表が閲覧可能であり、最低3ヶ月に一度更新されていなければなりません。
6.5 農薬のドリフト（飛来、飛散）							
6.5.1	必須	ドリフトの危険性を認識している	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。（管理点1.2.2の③参照）	AF. 1.2.1	上位の義務	初回検査の際に、登録された全ての生産場所に関するリスク評価を見ることができますか。初回以降の検査では、新たな生産場所、または既存の生産場所でリスクに変化のあった場所（これには借地を含む）についてのリスク評価が閲覧できますか。このリスク評価では、対象となるサイトで、食品安全、環境、該当する場合は動物の健康の観点から、持続的な生産ができることが示されていますか。	そのサイトが生産に適しているかを判断するために、リスク評価を行うことが必要です。リスク評価文書の見直しは、毎年、リスクの変化を考慮に入れて行い、また、新たなサイトを使用する際にも見直しをしなければなりません。リスク評価では、圃場履歴や隣接する農・畜・水産物/環境への影響について考慮しなければなりません（基本的な情報については、AF別紙1「リスク評価」、書かなければなりません。具体的な情報についてはAF別紙2参照）。
6.5.2	重要	ドリフト対策を講じている	周辺の生産者とコミュニケーションをとることによって、周辺地からのドリフト対策を行っている。コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。 コミュニケーションで改善しないドリフトについては、緩衝地帯をもうける・防風ネットを設ける等他の対策を行っている。対策については管理点11.1も参照している。	AF.1.2.2	下位の義務	リスク評価（AF.1.2.1）で特定されたリスクを最低限に抑えるための方策を定めた管理計画がありますか。	AF.1.2.1で特定した生産場所について述べた管理計画の中で、当該生産場所が生産に適していることを根拠づける方策について説明していることが必要です。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.6 残留農薬検査　※団体審査・認証での残留農薬検査は『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』も参照のこと							
6.6.1	必須	残留農薬の基準を把握している	①　農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手している、または入手方法を知っている。 ②　農産物が取引される国の残留農薬基準への適合を考慮している。　例えば、必要に応じて農薬を変える、残留農薬検査の結果を活用する、等がある。	CB. 8.6.1	上位の義務	生産者は、行き先国の（すなわち、生産者が生産物を販売しようとしている市場）最大残留基準値（MRLs）に関する情報が適切であることを証明できますか。	生産者もしくはその顧客は、生産物を販売する市場（国内及び/又は海外を問わず）の定めたMRL基準のリストを持っていなければなりません。MRL基準を知るには、顧客との間で市場の基準を確認しているやりとりを示すか、もしくは販売先となる特定の国（または国のグループ）を選び、現在該当する国のMRL基準に見合った残留物検出システムに適合している証拠を示せなければなりません。一群の国を販売先として考える場合、残留物検出システムが最も厳しい国のMRL基準に適合していることが要求されます。 別紙CB 5　残留農薬分析参照
				CB. 8.6.2	上位の義務	生産者が販売先として考える市場のMRL基準に対して、適合するための措置をとっていますか。	生産者が販売先として考える市場のMRL基準が、国の基準よりも厳しい場合、生産者または顧客は、生産サイクルの中でMRLを考慮に入れている（たとえば、必要に応じて作物保護製品の散布体制を変える、および/または生産物の残留テスト結果を活用する）ということを実証することができなければなりません。
6.6.2	必須	残留農薬検査の計画を立てている	①　残留農薬検査の計画が文書化されている。 ②　残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。 　残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。 収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数の多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。	CB. 8.6.3	上位の義務	生産者は、当該国の最大残留基準に適合するかどうかを確定するためのリスク評価を完了していますか	生産者は、PPP使用やMRL超過の潜在リスクを判断するリスク評価を完了させて証明できなければなりません。リスク評価は別紙CB 6ガイダンスMRLを超えた場合で説明されている基準に基づくこと。
				CB 8.6.5	下位の義務	正しいサンプリング手順に従って行っていますか。	サンプリング手順に適合していることを示す根拠書類がなければなりません。別紙CB 5　残留農薬分析参照。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.6.3	必須	残留農薬検査を実施している（使用農薬）	管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。	CB. 8.6.4	上位の義務	サンプリング手順に適合していることを示す根拠書類がなければなりません。別紙CB 5　残留農薬分析参照。	リスク評価結果に基づき、GLOBALG.A.P.に登録された作物の作物保護製品残留分析結果、または、農場まで追跡可能な第三者による作物保護製品残留モニタリングシステムに関する最新の文書証拠や記録が提示可能でなければなりません。残留農薬検査がリスク評価の結果として要求される場合、サンプリング手順、登録分析機関等に関する要求事項は、次のとおりです。 一般的にリスク評価は、別紙CB.6の最大残留基準値リスク評価に準じて、残留農薬分析を行い、分析の回数を特定する必要性や、いつ、どこで、サンプルや分析の種類を選ぶかを結論付けることが要求されます。 残留農薬分析が必要ないと決定したリスク評価は以下の内容が特定されることが必要です。 ・4年若しくはそれ以上の履歴において、分析による検証で検出が無い（たとえば、基準超過、無登録作物保護製品等） ・ 使用無し若しくは最低限の作物保護製品の使用 ・限られた収穫期には、作物保護製品を使用しない（散布後収穫までの指定期間以上の期間をもつこと） ・第三者によるリスク評価の検証（たとえば、認証機関の検査員、専門家等） 例外としては、作物保護製品を使用しない作物、よく管理された環境、及び産業として一般的に作物保護製品の残留がないものがあげられます。（マッシュルームはその例である）
6.6.4	努力	残留農薬検査を実施している（ドリフト）	周辺圃場からの農薬のドリフト（飛来・飛散）の可能性が高いと思われる農薬成分について、年1回以上残留農薬検査を行っている。サンプリングは農薬のドリフトの可能性が高い場所及び時期を考慮している。	CB. 8.6.4	上位の義務	要求された場合にリスク評価に基づいた残留試験の証拠はありますか。	リスク評価結果に基づき、GLOBALG.A.P.に登録された作物の作物保護製品残留分析結果、または、農場まで追跡可能な第三者による作物保護製品残留モニタリングシステムに関する最新の文書証拠や記録が提示可能でなければなりません。残留農薬検査がリスク評価の結果として要求される場合、サンプリング手順、登録分析機関等に関する要求事項は、次のとおりです。 一般的にリスク評価は、別紙CB.6の最大残留基準値リスク評価に準じて、残留農薬分析を行い、分析の回数を特定する必要性や、いつ、どこで、サンプルや分析の種類を選ぶかを結論付けることが要求されます。 残留農薬分析が必要ないと決定したリスク評価は以下の内容が特定されることが必要です。 ・4年若しくはそれ以上の履歴において、分析による検証で検出が無い（たとえば、基準超過、無登録作物保護製品等） ・ 使用無し若しくは最低限の作物保護製品の使用 ・限られた収穫期には、作物保護製品を使用しない（散布後収穫までの指定期間以上の期間をもつこと） ・第三者によるリスク評価の検証（たとえば、認証機関の検査員、専門家等） 例外としては、作物保護製品を使用しない作物、よく管理された環境、及び産業として一般的に作物保護製品の残留がないものがあげられます。（マッシュルームはその例である）

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
6.6.5	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ①　食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ②　日本GAP協会が推奨する検査機関 ③　年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関	CB 8.6.6	下位の義務	残留検査は国内所轄官庁によるISO17025認証取得の分析機関若しくは同等基準の分析機関で行っていますか	認証書などの見出しか写しに、残留農薬分析のために使用した試験機関が所轄の国内当局からISO17025、またはそれと同等の規格の認証を受けていることを明白に示す証拠（文書、証書の写し等）がなければなりません。どの場合も、試験機関は検定試験（たとえばFAPAS)に参加していることの証拠を示せる必要があります。別紙CB 5　残留農薬分析参照。
7. 収穫・輸送に関わる衛生管理(圃場における出荷用包装を含む)							
7.1	必須	収穫と農産物取扱い施設までの輸送について作業の工程を文書化している	収穫と、圃場から農産物取扱い施設までの輸送について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程は、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照）	AF. 3.2.1	下位の義務	衛生のリスク評価を文書にしていますか。	衛生に関するリスク評価文書の中で、生産環境の衛生についても言及していることが必要です。リスクは、生産・供給する産物によって異なります。リスク評価は、一般的なものでよいが、その農場の持つ条件にあった適切な内容でなければならず、毎年必ず見直しをし、変更があった場合には（例えば、新たな作業の導入）、内容を更新しなければなりません。適用除外禁止。
7.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（収穫・輸送）	管理点7.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照、危害要因については48ページ参照）	AF. 3.2.1	下位の義務	衛生のリスク評価を文書にしていますか。	衛生に関するリスク評価文書の中で、生産環境の衛生についても言及していることが必要です。リスクは、生産・供給する産物によって異なります。リスク評価は、一般的なものでよいが、その農場の持つ条件にあった適切な内容でなければならず、毎年必ず見直しをし、変更があった場合には（例えば、新たな作業の導入）、内容を更新しなければなりません。適用除外禁止。
				FV. 4.1.1	上位の義務	収穫及び農場を出荷するまでの輸送工程に関する衛生リスク分析は実施されていますか。	生産物に合わせて、物理的、化学的、微生物的汚染要因、人の伝染病についてのリスク評価を文書化し、更新（たとえば、毎年の見直し）していなければなりません。それにはFV4.1.2からFV4.1.12までの項目を包含しなければなりません。リスク評価は、農場の規模、作物及び経営の技術水準に見合ったものでなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
7.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（収穫・輸送）	管理点7.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。 （参考：具体的な対策の例は48ページ参照）	AF. 3.2.2	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	衛生に関する指示書、たとえばはっきりした標識（図）や、作業者が主に使う言語で書いたものが、見やすいように掲示してあることが必要です。この指示書には、少なくとも以下の事項が書かれていなければなりません： ー手洗いの必要性 ー切り傷を覆うこと ー決められた場所での喫煙、飲食 ー感染や健康状態についての通知、これには、病気の兆候（例えば嘔吐、黄疸、下痢）についての通知を含み、これらの症状のある者は、生産物や生産物との接触面に直接触れないようにしなければなりません。 ー適切な防護服の着用。適用除外禁止。
				FV. 4.1.2	上位の義務	収穫工程に関する衛生管理手順書は作られていますか。？	リスク評価に基づき、収穫過程の衛生管理手順書を保持しなければなりません。
				FV. 4.1.7	上位の義務	リスク評価で必要とされている場合、収穫物を運搬する車両を清潔にし、メンテナンスしていますか。	収穫物の運搬以外の目的にもその車両を使用する場合、汚染（例、土、汚れ、有機肥料、木片等）を避けるため、スケジュールに従って清掃とメンテナンスを行っていなければなりません。
				FV. 4.1.10	上位の義務	収穫物専用の容器を使用していますか。	収穫物容器は、収穫物専用に使用しなければなりません（たとえば農薬、潤滑油、化学洗剤、植物やその他残渣、弁当箱、道具等を入れない）。別用途にも使用しているトレーラーやカートなどを使う場合は、使用前に必ず清潔にしなければなりません。
				FV. 4.2.1	上位の義務	収穫作業の衛生手順の中で、農場での一時保管も含めた収穫物の扱いや、圃場、果樹園や温室で包装し、取り扱う生産物について考慮していますか。	農場、果樹園又は温室で包装し、取り扱う全ての生産物は、収穫衛生リスク評価の結果に従い、その日のうちに圃場から移動しなければなりません。収穫物を農場で一時保管する場合、食品安全上の要求事項を満たさなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
7.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している （収穫・輸送）	①　商品管理の責任者が管理点7.3で定めた対策、ルール、手順を農場の責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ②　作業者が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。	AF. 3.2.3	下位の義務	AF3.2.2の衛生についての指示に従って、農場で働く人全員に対し、基本的な衛生について、毎年教育訓練を行っていますか。	導入トレーニングとして、衛生に関する教育訓練を文書及び口頭の両方で実施していることが必要です。新たに加わった作業者全員に対し、必ずこの教育訓練を受けさせ、出席の確認ができなければなりません。AF.3.2.2の指示全てを教育しなければなりません。農場の所有者や管理者も含む全員が、少なくとも年に一度、農場の基本的な衛生に関する教育訓練に参加しなければなりません。
				AF. 3.2.4	上位の義務	農場の定めた衛生手順が実施されていますか。	衛生手順に書かれている作業を行う者が、検査監査実施中に、任務に応じた力量を示せなければなりません。また、衛生手順の実践を示す、目に見える証拠がなければなりません。適用除外禁止。
				FV. 4.1.3	上位の義務	収穫作業の際には、衛生管理手順書の内容を実施していますか。	農場管理者もしくは他の者を指名し、衛生管理手順の実施に責任者としなければなりません。適用除外禁止
				FV. 4.1.4	上位の義務	作業者は、収穫作業の前に衛生管理についての特別な具体的な教育訓練を受けていますか	AF3.2.2の内容を上回る衛生上の要求事項がある場合、作業者が収穫作業の衛生管理手順に関する具体的な教育訓練を受けた証拠がなければなりません。文書（適切な言語で書かれたもの）又は図、もしくは両方を用いた教育訓練を受け、収穫中の生産物に対する物理的（カタツムリ、石、昆虫、ナイフ、果物の残渣、時計、携帯電話等）、微生物的、化学的汚染を防止しなければなりません。
				FV. 4.1.5	上位の義務	収穫作業の実施に際し、汚染を避けるための指示及び手順が文書化されていますか。	作業者が、教育された指示と手順に従っていることを示す、目に見える証拠がなければなりません。
				FV. 4.1.6	上位の義務	収穫に用いられる 容器や器具を清潔に保ち、メンテナンスし、汚染されないようにしていますか。	再利用可能な収穫容器、収穫用具（例　はさみ、ナイフ、剪定ばさみ等）及び収穫用機器（例　機械）は、清掃され、メンテナンスされていなければなりません。汚染を防ぐための清掃と殺菌のスケジュールを立てていなければなりません。記録が閲覧できなければなりません。
				FV. 4.1.10	上位の義務	収穫物専用の容器を使用していますか。	収穫物容器は、収穫物専用に使用しなければなりません（たとえば農薬、潤滑油、化学洗剤、植物やその他残渣、弁当箱、道具等を入れない）。別用途にも使用しているトレーラーやカートなどを使う場合は、使用前に必ず清潔にしなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
7.5	重要	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	収穫場所で出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。 ①　梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。 ②　梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。 ③　梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。 ④　管理点7.1、7.2、7.3、7.4の項目を収穫場所での包装、出荷の工程についても実施している。			JGAP審査の時に限り適用	
8. 農産物取扱い（保管・選別・調製・洗浄・包装・出荷）							
8.1	必須	農産物取扱いの作業工程を書き出している	農産物取扱いに関する作業について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程には、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照）	AF. 3.2.1	下位の義務	衛生のリスク評価を文書にしていますか。	衛生に関するリスク評価文書の中で、生産環境の衛生についても言及していることが必要です。リスクは、生産・供給する産物によって異なります。リスク評価は、一般的なものでよいが、その農場の持つ条件にあった適切な内容でなければならず、毎年必ず見直しをし、変更があった場合には（例えば、新たな作業の導入）、内容を更新しなければなりません。適用除外禁止
8.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（農産物取扱い）	管理点8.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を年1回以上作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。 （参考：具体的な文書の例は47ページ参照、危害要因については48ページ参照）	AF. 3.2.1	下位の義務	衛生のリスク評価を文書にしていますか。	衛生に関するリスク評価文書の中で、生産環境の衛生についても言及していることが必要です。リスクは、生産・供給する産物によって異なります。リスク評価は、一般的なものでよいが、その農場の持つ条件にあった適切な内容でなければならず、毎年必ず見直しをし、変更があった場合には（例えば、新たな作業の導入）、内容を更新しなければなりません。適用除外禁止。
				FV 5.1.1	上位の義務	収穫した作物を扱う際の衛生上のリスク評価を行なっていますか。その中で、選果の衛生上の側面について網羅していますか。	考えうるリスクについてのリスク評価を文書化し、更新（毎年見直し）したものがあり、その生産物とその取扱い作業固有の物理的、化学的、微生物的汚染要因とヒトの伝染病に関するリスクの可能性、深刻さについて評価したものがなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
8.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（農産物取扱い）	管理点8.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。 （参考：具体的な対策の例は49ページ参照）	AF. 3.2.2	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	衛生に関する指示書、たとえばはっきりした標識（図）や、作業者が主に使う言語で書いたものが、見やすいように掲示してあることが必要です。この指示書には、少なくとも以下の事項が書かれていなければなりません： ー手洗いの必要性 ー切り傷を覆うこと ー決められた場所での喫煙、飲食 ー感染や健康状態についての通知、これには、病気の兆候（例えば嘔吐、黄疸、下痢）についての通知を含み、これらの症状のある者は、生産物や生産物との接触面に直接触れないようにしなければなりません。 ー適切な防護服の着用。適用除外禁止。
				FV. 5.1.2	下位の義務	l生産物取扱い作業の衛生管理手順は文書化されていますか。	リスク評価に基づき、生産物取扱い作業の衛生管理手順書を保持しなければなりません。
				FV. 5.2.5	下位の義務	生産物取扱いを行う場所では、作業者と来訪者向けの主要な衛生指示を伝えるための標識をはっきりと掲示していますか。	生産物取扱いを行う場所に主な衛生指示をはっきりと表示しなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
8.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している （農産物取扱い）	①　商品管理の責任者が管理点8.3で定めた対策、ルール、作業手順を農場責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ②　作業者が対策、ルール、作業手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。	AF. 3.2.3	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	導入トレーニングとして、衛生に関する教育訓練を文書及び口頭の両方で実施していることが必要です。新たに加わった作業者全員に対し、必ずこの教育訓練を受けさせ、出席の確認ができなければなりません。AF.3.2.2の指示全てを教育しなければなりません。農場の所有者や管理者も含む全員が、少なくとも年に一度、農場の基本的な衛生に関する教育訓練に参加しなければなりません。
				AF. 3.2.4	上位の義務	農場の定めた衛生手順が実施されていますか。	衛生手順に書かれている作業を行う者が、検査監査実施中に、任務に応じた力量を示せなければなりません。また、衛生手順の実践を示す、目に見える証拠がなければなりません。適用除外禁止。
				FV. 5.1.3	上位の義務	生産物取扱いに際し、衛生管理手順文書の内容を実践していますか。	生産物取扱いの衛生リスク評価の直接の結果として、農場管理者または他のものを指名し、衛生手順の実施責任者としなければなりません。
				FV. 5.2.1	上位の義務	作業者は生産物取扱いの前に、個人の衛生管理に関する具体的な教育訓練を受けていますか。	作業者が生産物取扱いのリスク評価の衛生項目に関する教育訓練を受けた証拠がなければなりません。
				FV. 5.2.2	下位の義務	生産物取扱いに関する衛生指示を、作業者が実践していますか。	作業者が、衛生指示に従っているという証拠がなければなりません。
				FV. 5.2.3	推奨	全ての作業者が、清潔で作業に適した、生産物を汚染しないような作業着を着ていますか。	リスク分析に従って、全ての作業者が清潔で作業に適した作業着（たとえばスモック、エプロン、腕カバー、手袋）をつけていなければなりません。これらは生産物と作業の技術的なレベルに合ったものでなければなりません。
				FV. 5.4.1	下位の義務	生産物を取扱う場所や保管施設、器具を清潔にし、メンテナンスして汚染を防止していますか。	汚染を防ぐため、生産物を取扱う施設や器具（例えば加工ラインや機械、壁、床、貯蔵場所、パレット等）は、清掃とメンテナンスのスケジュールに従って、清掃およびメンテナンスをしなければなりません。このスケジュールでは、清掃とメンテナンスを行う最低限の頻度についても定めていなければなりません。清掃とメンテナンスの記録をつけなければなりません

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
8.5	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その1）	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ①　作業場と区別されたところに清潔なトイレ・手洗い場がある。トイレ・手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類が常備され、手洗いのルールが表示されている。 ②　農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。 ③　光に敏感な農産物（ジャガイモ等）を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。 ④　農薬・家庭用殺虫剤・肥料・燃料を置いていない。 ⑤　農産物が通過するライン上にある照明は、壊れた時に破片が飛び散らないようになっている。飛散時の対策手順（ガラスやプラスチックの破片の処理手順等）を文書化している。照明は作業に適した明るさが確保されている。 ⑥　管理点8.2の検討結果に基づき、その他の施設の問題点に対処している。	AF. 3.2.2	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	衛生に関する指示書、たとえばはっきりした標識（図）や、作業者が主に使う言語で書いたものが、見やすいように掲示してあることが必要です。この指示書には、少なくとも以下の事項が書かれていなければなりません： ー手洗いの必要性 ー切り傷を覆うこと ー決められた場所での喫煙、飲食 ー感染や健康状態についての通知、これには、病気の兆候（例えば嘔吐、黄疸、下痢）についての通知を含み、これらの症状のある者は、生産物や生産物との接触面に直接触れないようにしなければなりません。 ー適切な防護服の着用。適用除外禁止
				FV. 4.2.6	上位の義務	包装済みの生産物を農場で保管する場合、（必要に応じて）温度や湿度管理を行ない、それを記録していますか。	農場内で包装済みの生産物を保管する場合は、（必要に応じて）衛生リスク評価の結果と品質要求事項に従って温度・湿度管理を行ない、記録しなければなりません。
				FV. 5.3.1	上位の義務	作業場所近くに、生産物を取扱う作業者が使える、清潔なトイレと手洗い設備がありますか。	トイレを衛生的に保ち、手を触れなくても閉まる扉をつけていない限り、生産物を取り扱う場所に直結する形で設置してはいけません。（交差汚染の可能性がない範囲で）トイレのできるだけ近くに手洗い設備を作り、そこに手洗い・殺菌用の無香料の石鹸、水、手を乾かす設備を備えておかなければなりません。トイレに行くたびごと、ハンカチ/ティッシュの使用後、汚染された物を取り扱った後、喫煙、食事、飲水後、休憩後、作業に戻る前、その他、作業者の手が汚染源となる可能性がある時は常に、手を洗わなければなりません。
				FV. 5.3.2	上位の義務	作業に戻る前に、手洗いすることを作業者に指示する標識をはっきりと掲示していますか。	生産物取扱いの前に手を洗うことを明確に示した標識がなければなりません。トイレに行くたびごと、ハンカチ/ティッシュの使用後、汚染された物を取り扱った後、喫煙、食事、飲水後、休憩後、作業に戻る前、その他、作業者の手が汚染源となる可能性がある時は常に、手を洗わなければなりません。
				FV. 5.4.6	上位の義務	選別、計量、保管場所の天井照明には、飛散防止ランプを使用するかもしくは防護カバーをつけていますか。	生産物や生産物取扱い用資材の上に吊り下げた電球や照明器具は、飛散防止型、もしくは防護/シールドがつけてあり、割れても食品に混入しないようにしなければなりません。
				FV. 5.4.7	下位の義務	ガラス製品や、硬質プラスチック製品の取扱い手順を文書にしたものがありますか。	生産物を取扱う場所、調製、保管区域で、ガラス製品もしくは硬質プラスチック製品が割れたときの手順を文書化していなければなりません。
				FV. 5.5.1	上位の義務	生産物を農場で包装及び/又は保管する場合、もしくはこれら両方を行なっている場合、（必要に応じて）温度や湿度管理を行ない、記録していますか。	農場内で包装済みの生産物を保管する場合は、衛生リスク評価の結果に従い、（必要に応じて、また、気圧管理倉庫の場合）温度・湿度管理を行ない、記録しなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
8.6	重要	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その2）	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 包装資材を清潔に保管している。 ② 包装資材の誤使用を防ぐ工夫をしている。 ③ 定期的に整理・整頓・清掃されており清潔である。 ④ 農産物に接触する可能性のある清掃用品や潤滑油は食品業界で使用が許可されているものを使用し、使用上の注意を遵守している。 ⑤ 清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている。 ⑥ 動物（ペットを含む）や害虫の侵入を防ぐための対策がとられている。 ⑦ 喫煙・飲食場所を作業場と区別してもうけている。 ⑧ 廃棄物は出荷する農産物と区分され、適切に処理されている。	AF. 3.2.2	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	衛生に関する指示書、たとえばはっきりした標識（図）や、作業者が主に使う言語で書いたものが、見やすいように掲示してあることが必要です。この指示書には、少なくとも以下の事項が書かれていなければなりません： ー手洗いの必要性 ー切り傷を覆うこと ー決められた場所での喫煙、飲食 ー感染や健康状態についての通知、これには、病気の兆候（例えば嘔吐、黄疸、下痢）についての通知を含み、これらの症状のある者は、生産物や生産物との接触面に直接触れないようにしなければなりません。 ー適切な防護服の着用。適用除外禁止。
				FV. 5.2.4	下位の義務	喫煙、飲食、ガムを噛むことができるのは、生産物から離れた、所定の場所に限定していますか。	喫煙、飲食、ガムを噛むことができるのは、指定の場所に限定し、選果区域や保管区域では決して許可してはなりません（水は飲んでもよい）。
				FV. 5.4.1	下位の義務	生産物を取扱う場所や保管施設、器具を清潔にし、メンテナンスして汚染を防止していますか。	汚染を防ぐため、生産物を取扱う施設や器具（例えば加工ラインや機械、壁、床、貯蔵場所、パレット等）は、清掃とメンテナンスのスケジュールに従って、清掃およびメンテナンスをしなければなりません。このスケジュールでは、清掃とメンテナンスを行う最低限の頻度についても定めていなければなりません。清掃とメンテナンスの記録をつけなければなりません。
				FV. 5.4.2	下位の義務	生産物への化学物質汚染を起こさないように、洗剤、潤滑剤等を保管していますか。	洗剤、潤滑剤等は、選果場から離れた所定の場所に保管し、化学物質による汚染を防がなければなりません。
				FV. 5.4.3	下位の義務	生産物に接触する可能性のある洗剤、潤滑油等は、食品業界で使用が認められたものですか。ラベルの指示を正しく守っていますか。	生産物に接触する可能性のある洗剤、潤滑剤等が、食品業界での使用を認められたものであることを示す書面での証拠（例えば、ラベル上の具体的な注意書き、または製品データシート）がなければなりません
				FV. 5.4.5	下位の義務	包装を行う場所にある返品された品物や、廃棄物は、指定の場所で保管し、その場所は定期的に清掃し、又は消毒をしていますか。	生産物の汚染を避けるために、返却品や廃棄物は、明確に決められた、隔離された指定の場所に保管しなければなりません。これらの場所は定期的に清掃し、または消毒しなければなりません。ただし、その日の業務で出た規格外品や廃棄物を置いているのは許容されます。
				FV. 5.4.8	下位の義務	包装資材は清潔に保ち、衛生的かつ清潔な状態で保管していますか。	包装資材（再利用可能な木製の枠箱を含む）は使用するまで清潔で衛生的な場所に保管し、生産物を汚染しないようにしていなければなりません。
				FV. 5.4.9	下位の義務	施設への動物の出入りを制限していますか	動物の侵入を防ぐための対策が整っていなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
8.7	努力	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その3）	農産物を保管・選別・包装する施設では、出庫の順番を管理している。			JGAP審査の時に限り適用	
8.8	努力	食品安全や衛生管理の新たな知見・情報を集めている	商品管理の責任者は、専門誌、書籍または研修会等を通じて、収穫から出荷までの食品安全や衛生管理に関する知識や情報を入手している。			JGAP審査の時に限り適用	
C 環境保全型農業							
9. 水の保全							
9.1 水量の確保							
9.1.1	努力	灌漑用水の取り決めを守っている	灌漑用水に関する地域の取り決めや地方公共団体の指導、許可制度がある場合はそれに従っている。			JGAP審査の時に限り適用	
9.2 水質の保全							
9.2.1	重要	農薬による水質汚染を防いでいる	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ①　農薬使用を必要最低限にしている。（管理点6.1.3参照） ②　農薬散布後の残液を適切に処理している。（管理点6.3.1参照） ③　散布設備の洗浄水を適切に処理している。（管理点6.3.3参照）			JGAP審査の時に限り適用	
9.2.2	重要	肥料による水質汚染を防いでいる	①　使用した肥料等の硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないように、適切な施肥設計による施肥量の削減や施肥時期の調整、その他の対策を講じている。（管理点5.1.2参照） ②　養液栽培の場合は、養液の排水量を削減する工夫をしている。 ③　保管している肥料・堆厩肥からの流出物による水質汚染を防いでいる。（管理点5.4.2,5.4.5参照）			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
10. 土壌の保全							
10.1	努力	よい土作りを行っている	圃場の土壌特性を把握し、その土壌に適した土作りを行っている。 例えば下記の方法がある。 土壌図の利用、堆厩肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、サブソイラ等による硬盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。			JGAP審査の時に限り適用	
10.2	重要	土壌流出を防いでいる	土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。 例えば、下記の方法がある。 土壌の透水性改善、草生栽培等の被覆作物の栽培、植生帯の設置、等高線栽培、風向きを考慮した畝立の実施、防風垣の設置、適地における不耕起栽培。	CB. 4.3	下位の義務	農地の耕作技術を駆使して、土壌浸食の起こる可能性を減らしていますか。	土壌浸食（たとえば、水食や風食）を最小限に抑えるための管理や対応策をとっているといった証拠を残さなければなりません。（たとえば、マルチング、等高線に沿った耕作技術の採用、排水、叢生や緑肥、区画境界における樹木や潅木による植栽等）。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
11. 周辺地への配慮							
11.1	必須	周辺への農薬ドリフトを防いでいる	周辺地へ農薬のドリフト（飛散）を防ぐ対策をとっている。 例えば、下記の方法がある。 散布量が多くなりすぎないようにする、風の強さ・風向きに注意する、散布の方向や位置に注意する、細かすぎる散布粒子のノズルを使用しない、散布圧力を上げすぎない、タンクやホースは洗いもれがないようにする、まわりの作物にも登録のある農薬を使用する、飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する、近隣生産者とコミュニケーションを取る、緩衝地帯をもうける。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、被覆することで外部への拡散を防いでいる。	AF. 1.2.1	上位の義務	初回検査の際に、登録された全ての生産場所に関するリスク評価を見ることができますか。初回以降の検査では、新たな生産場所、または既存の生産場所でリスクに変化のあった場所（これには借地を含む）についてのリスク評価が閲覧できますか。このリスク評価では、対象となるサイトで、食品安全、環境、該当する場合は動物の健康の観点から、持続的な生産ができることが示されていますか。	そのサイトが生産に適しているかを判断するために、リスク評価を行うことが必要です。リスク評価文書の見直しは、毎年、リスクの変化を考慮に入れて行い、また、新たなサイトを使用する際にも見直しをしなければなりません。リスク評価では、圃場履歴や隣接する農・畜・水産物/環境への影響について考慮しなければなりません（基本的な情報については、AF別紙1「リスク評価」、書かなければなりません。具体的な情報についてはAF別紙2参照）。
11.2	努力	排水を適切に管理している	圃場や施設で発生する排水が、周辺の圃場や住宅に被害を与えないような対策をとっている。			JGAP審査の時に限り適用	
11.3	努力	虫害・臭害を防いでいる	作物、廃棄物、肥料等に集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。 例えば、下記の方法がある。 住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆厩肥の場合は戻し堆肥を利用する等して発酵を促進している。			JGAP審査の時に限り適用	
11.4	努力	産業廃棄物による汚染を防いでいる	水源や土壌を汚染する可能性のある廃棄物を圃場に入れていない。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
12. 廃棄物の適切な処理と減量・リサイクル							
12.1	必須	適切に廃棄物の保管と処理を行っている	①　農場から出る廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を一覧表に書き出し、処理方法と保管場所を明確にしている。 ②　廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。 ③　使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。	AF. 5.2.2	上位の義務	すべての廃棄物/ゴミは片付けられていますか。	生産場所や保管倉庫のごく近くに廃棄物/ゴミがないことを目視で評価します。指定の場所に一時的に少量のゴミや廃棄物を置くことや、その日の作業で出た廃棄物は許容します。こぼれた燃料も含め、その他全てのゴミや廃棄物が、片付けられていることが必要です。
				AF. 5.1.1	下位の義務	農業経営に関わる全ての区域において、考えられる廃棄物と汚染源について、特定していますか。	生産の過程で出ると考えられる廃棄物（たとえば、紙、ダンボール、プラスチック、油等）、そして汚染源（例えば、余分な肥料、排煙、油、燃料、騒音、廃水、薬品、ヒツジの薬浴液、飼料由来の廃棄物、養殖用の網を清掃する際に出る藻等）がリストになっていることが必要です。
				CB. 8.10.1.	下位の義務	使用期限切れの作物保護製品は、安全に保管し、識別し、認可または承認されたルートを経て処分していますか。	期限切れの作物保護製品が公的な認可を受けた経路で処分されたことを示す記録文書がなければなりません。これが不可能な場合は、期限切れ作物保護製品を安全に保管し、識別できるようにしていなければなりません。
				AF. 5.2.1	推奨	廃棄物や汚染物質を出さない、または減らすため、廃棄物管理計画を立て、文書化にしていますか。また、この計画には、適切な廃棄手段について書かれていますか。	ゴミの減量、汚染、廃棄物のリサイクルについて分かりやすく書いた最新の計画文書があることが必要です。計画の中で特定された全ての生産物と排出源とあわせて、大気、土壌、水、騒音、そして軽度の汚染について考慮したものでなければなりません。
				FV. 5.4.5	下位の義務	包装を行う場所にある返品された品物や、廃棄物は、指定の場所で保管し、その場所は定期的に清掃し、又は消毒をしていますか。	生産物の汚染を避けるために、返却品や廃棄物は、明確に決められた、隔離された指定の場所に保管しなければなりません。これらの場所は定期的に清掃し、または消毒しなければなりません。ただし、その日の業務で出た規格外品や廃棄物を置いているのは許容されます。
12.2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルを行っている	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている	AF. 5.2.1	推奨	廃棄物や汚染物質を出さない、または減らすため、廃棄物管理計画を立て、文書化にしていますか。また、この計画には、適切な廃棄手段について書かれていますか。	ゴミの減量、汚染、廃棄物のリサイクルについて分かりやすく書いた最新の計画文書があることが必要です。計画の中で特定された全ての生産物と排出源とあわせて、大気、土壌、水、騒音、そして軽度の汚染について考慮したものでなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
12.3	必須	農薬の空容器を適切に保管している	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ①　空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ②　容器内の農薬は使い切っている。 ③　液状の農薬の場合は、農薬散布の準備の際に空容器を水で３回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻す。 ④　空容器は他の目的に使用しない。 ⑤　人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。	CB. 8.9.1	下位の義務	空容器を、同一の製品を入れたり、輸送したりする以外の目的で再利用していませんか。	空容器は、ラベルに記載された同一製品を入れたり、運んだりする以外の目的で、これまで再利用されたことがなく、現在も再利用されていないという証拠がなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.9.2	下位の義務	空容器の処分は、人が汚染を受けることのない方法で行っていますか。	空容器を処分するために使用するシステムでは、安全な保管場所、処分前の安全な取扱いシステム、および人への汚染を防止する処分方法を確保することで、確実に人が空容器に接触しないようになっていなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.9.3	下位の義務	空容器は環境汚染を起こさないような方法で処分していますか。	空容器を処分するために使用するシステムは、安全な保管場所、処分前の取扱いシステムおよび環境に対して責任ある処分方法を確保することによって環境、水路、動植物の汚染の危険を最小限にとどめるようになっていなければなりません。適用除外禁止
				CB. 8.9.5	下位の義務	回収システムがある場合、回収システムの規則に従った適切な保管、表示、取り扱いをしていますか。	空容器は再利用せず、公的回収・処分制度がある場合、その要求事項に応じて適切な保管、表示、取扱いをしていなければなりません。
				CB. 8.9.6	上位の義務	空の容器は、散布用機械についている高圧洗浄装置を使用して、または少なくとも3 回水で洗浄していますか。	作物保護製品散布機には、容器用の高圧洗浄装置が付いているか、または処分の前に容器を3回洗浄することを文書化していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.9.7	下位の義務	空容器のすすぎ液を散布用機械のタンクに戻していますか。	容器取扱用具の使用により、または散布作業者向けの手順書により、空の作物保護製品容器のゆすぎ液は必ず調合時に散布用機械のタンクに戻していなければなりません。適用除外禁止。
				CB. 8.9.8	下位の義務	空容器は、処分の時まで、安全に保管していますか。	処分前のすべての空容器用に決まった安全な保管場所があり、作物や包材から隔離していなければなりません。（例えば、恒久的な標識をつけ、人や動物の接近を物理的に制限していること。）
12.4	必須	農薬の空容器を適切に処理している	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ①　地方公共団体の指導に従って処理している。 ②　地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ③　回収・処理の実績（産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄物処理の委任状等）がある。 ④　紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理している。	CB. 8.9.4	下位の義務	利用可能ならば、公的な回収および処分システムを利用していますか。	公的な回収および処分システムがある場合、生産者がそれに参加していることを示す文書記録がなければなりません。
				CB. 8.9.9	上位の義務	容器の処分または破壊に関するすべての地元の規則を守っていますか。	空容器の処分に関して、すべての関係する国、地方、および地元の法規を守っていなければなりません。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
13. エネルギーの節約							
13.1	努力	エネルギー使用量を把握している	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、エネルギーの節約に役立てている。	AF. 6.3.1	推奨	生産者は、農場でのエネルギー使用量をモニタリングした結果を示すことができますか。	エネルギー使用量の記録があることが必要です。生産者は農場や農作業で消費されるエネルギーがどこで、どのくらいであるかについて認識しています。エネルギー使用量が適正となるよう、農機具を選択し、維持管理すること。再生不可能なエネルギーの使用量は最低限に抑えるべきです。
13.2	重要	省エネルギーの努力をしている	機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫している。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。	AF. 6.3.1	推奨	生産者は、農場でのエネルギー使用量をモニタリングした結果を示すことができますか。	エネルギー使用量の記録があることが必要です。生産者は農場や農作業で消費されるエネルギーがどこで、どのくらいであるかについて認識しています。エネルギー使用量が適正となるよう、農機具を選択し、維持管理すること。再生不可能なエネルギーの使用量は最低限に抑えるべきです。
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮							
14.1	必須	開発規制・利用制限を遵守している	自然保護地域では、規制に従って圃場を開発している。 自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
14.2	重要	野生動植物を把握している	農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるか認識している。	AF. 6.1.1	下位の義務	各生産者は、それぞれの事業にかかわる自然界の生物の管理と保護について計画を立てており、その中で生産活動が環境に与える影響についての認識を示していますか。	農場内での生物の生息場所を広げ、生物的多様性を維持することを目指した行動計画を文書にしていなければなりません。これは、個人による計画であっても、地域全体の活動であっても、その中にその農場が含まれていれば良しとします。この中には、ＩＰＭ実践、作物による養分の利用、保護地域、水の供給、他の土地利用者への等に関する知識を含みます。
14.3	必須	外来生物を適切に管理している	①　農業生産で使用する外来生物（導入天敵やマルハナバチ等）が生態系を乱さないような管理をしている。 例えば、下記の方法がある。 栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆。使用後のハチの確実な殺処分の実施。 ②　セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を取得している。			JGAP審査の時に限り適用	
14.4	努力	環境保全に関する新たな知見・情報を集めている	環境保全に関する知識や情報を入手している。			JGAP審査の時に限り適用	
14.5	努力	環境保全に関する活動に参加している	環境保全に関する取り組みに参加している。 例えば、下記の方法がある。 水田の生き物調査。ビオトープの設置。希少な在来品種の系統保存。			JGAP審査の時に限り適用	
D 労働安全							
15. 作業者の安全							
15.1 事故の防止							
15.1.1	必須	労働安全の責任者がいる	①　労働安全の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ②　労働安全の責任者は、農場内の労働安全について管理の責任を負っている。	AF 3.6.1	上位の義務	管理者側で1名、作業者の健康、安全、福祉についての責任者を明確に定めていますか。	管理者側で1名、現時点で国や自治体が定めている法規に適合することを保証し、そして作業者の健康、安全、福祉に関する方針を実施する責任者名を、明確に特定している文書があることが必要です。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
15.1.2	必須	農作業における危険箇所を書き出している	農場内で考えられる危険な作業・危険な場所についての一覧表がある。 一覧表は、作業内容・作業場所・機械の観点から作成されている。 作業内容・作業場所・機械に変更があった場合には、危険な作業・危険な場所の一覧表を修正している。	AF. 3.1.1	下位の義務	健康と安全に対する危害（ハザード）についてのリスク評価文書を生産者が保持していますか。	リスク評価文書は、一般的な内容のものでよいが、その農場の持つ条件にあった適切な内容でなければなりません。変更があった場合には（例えば、新しい機械、新しい建造物、新しい農薬の導入、耕作方法の変更など）、このリスク評価の内容を見直し、更新をしなければなりません。危害には次のようなものがありますが、これらのみに限定されるわけではありません：機械の回転部分、動力取り出し装置（PTO：パワーテイクオフ）、電気、ひどい騒音、塵埃、振動、極端な高温・低温、ハシゴ、燃料タンク、スラリータンクなど。適用除外禁止。
15.1.3	重要	事故の防止対策を立てている	管理点15.1.2の危険な作業・危険な場所の一覧表に基づき、事故を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。 作業内容・作業場所・機械の変更があった場合は対策の再検討を行っている。 対策の設定にあたっては、農林水産省『農作業安全のための指針』や独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）『農作業現場改善チェックリスト』を活用している。	AF. 3.1.2	下位の義務	AF.3.1.1のリスク評価で特定された事柄を反映した、健康、安全のための手順文書がありますか。	健康と安全の手順には、少なくともリスク評価(AF.3.1.1)で特定された点が含まれており、農場作業に適応したものでなければなりません。事故、緊急時の手順、不測事態対応計画、作業現場等ですでに判っているリスクへの対応などもこれらに含まれるでしょう。手順は毎年見直し、リスク評価に変更があれば内容を更新しなければなりません。
15.1.4	重要	危険な作業は作業者を制限している	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ①　安全のための充分な訓練を受けたことが記録で分かる。 ②　酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、未成年、必要な資格を取得していない者、ではない。 ③　高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④　安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。	AF. 3.1.3	下位の義務	作業者全員に対して、健康と安全に関する教育訓練を行なっていますか。	目視での観察を通して、作業者がその責任及び仕事に対する力量を持つことを証明できることが必要です。 作業指示及び教育記録の証拠を確認できなければなりません。教育記録があり、教育資料が利用できるのであれば、生産者が健康と安全に関する教育を実施してもよいでしょう（たとえば、外部による教育訓練の実施が必須というわけではありません）。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
15.1.5	重要	事故の防止対策を作業者に周知徹底している	①　管理点15.1.3で定めた事故を防止するための対策、ルール、作業手順を作業者全員に周知し、実行させている。 ②　危険性のある作業内容・作業場所・機械については、作業者の目に付くような危険表示をしている。 ③　点検作業等はマニュアル化し、経験則ではなく誰でも分かるようにしておく。 ④　作業者の間でヒヤリハットの情報共有をしている。 ⑤　機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている。 例えば、次のような方法がある。カバーを付ける、操作法を掲示する。	AF. 3.4.1	下位の義務	事故と緊急時の手順書があり、それを見やすいように掲示していますか。その内容を農作業に従事する者全員に伝えていますか。	事故時の手順書を、利用しやすく、見やすい場所に常時わかりやすく掲示していること。これらの指示は、作業者が主に使う言語、または絵文字で書かれていることが必要です。手順では、該当する場合、以下の事項について明確に書いていなければなりません。たとえば ー農場の地図、もしくは農場の所在地 ー連絡先担当者名 ー最短距離にある通信手段（電話、無線）の場所 ー最新の電話連絡先（警察、救急、病院、消防、農場内で応急処置のできる場所への行き方、またはそのための移動手段、電力、水道、ガス会社） その他、これに含めることのできるその他の手順としては、 ー地元の医療施設、病院、その他救急サービスへの連絡方法、連絡先番号（どこで起こったか、何が起こったか、けが人は何人か、どのような怪我か、誰が連絡したか） ー消火器の設置場所 ー非常口の場所 ー電気、ガス、水道の緊急停止方法 ー事故や危険な事例についての報告方法
				AF. 3.4.2	下位の義務	警告標識によって、潜在的な危害があることをはっきりと示していますか。	常設の、読みやすい標識を設置し、潜在的な危害について知らせていなければなりません。（例えば、ゴミ捨て用の穴、燃料タンク、作業場、農薬/肥料/その他化学薬品の保管庫入り口の扉、同様に立入禁止期間など）。警告標識があり、作業者の使う言語や絵文字で書かれていなければなりません。適用除外禁止。
				AF. 3.1.3	下位の義務	作業者全員に対して、健康と安全に関する教育訓練を行なっていますか。	目視での観察を通して、作業者がその責任及び仕事に対する力量を持つことを証明できることが必要です。 作業指示及び教育記録の証拠を確認できなければなりません。教育記録があり、教育資料が利用できるのであれば、生産者が健康と安全に関する教育を実施してもよいでしょう（たとえば、外部による教育訓練の実施が必須というわけではありません）。適用除外禁止。
15.1.6	必須	労働安全衛生に関する作業の資格を持っている	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に関係する作業の公的資格の保有、または講習を修了した者がいることを証明できる。 例えば、下記のような免許・講習がある。 大型特殊免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者、ボイラー取扱技能講習、玉掛技能講習。	AF. 3.3.2	上位の義務	AF3.1.1のリスク評価で述べられている動物用医薬品、化学薬品、消毒剤、作物保護製品、殺生物剤やその他の有害物質を扱ったり、投与したりする立場にある作業者全員、また、操作に危険を伴う機器や、操作の複雑な機器を扱う作業者全員が、その力量を示す証明書、または、その資格要件についての詳しい情報を持っていますか。	作業を実施する者が記録上で特定でき、その力量、教育訓練の証明書や教育訓練への参加を証明する記録を示すことができなければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
15.1.7	重要	安全な農業機械を使用している	①　新しく購入する農業機械は、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。 ②　トラクター等乗用型機械は転倒事故防止の対策をとっている。 ③　農業機械の取扱説明書は、内容を理解し、すぐに取り出せるところに保管している。			JGAP審査の時に限り適用	
15.1.8	重要	適切に燃料を保管管理している（その1）	①　燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認している。 ②　燃料タンクの容量にあった防油堤を設置している。 ③　内容物に適した容器を用いている。例えば、ガソリンは金属製の容器に入れている。 ④　燃料のそばで火気を使用しない。			JGAP審査の時に限り適用	
15.1.9	努力	適切に燃料を保管管理している（その2）	①　使用しないときはバルブをしっかり閉めている。 ②　燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③　危険物表示を行っている。 ④　消火器を用意している。			JGAP審査の時に限り適用	
15.1.10	必須	保護衣・防護具を着用している	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。	AF. 3.5.1	上位の義務	作業者、来訪者および外部委託業者は、法律の要求やラベル上の指示に従った、もしくは所轄官庁が承認した適切な防護服を着用していますか。	ラベル上の指示、法的要求事項や所轄官庁が承認した要求事項に従った防護服セットを、農場で利用することができ、良い状態に修繕していること。ラベルの要求事項や農場での作業に適したものとして、以下のものがあげられます。長靴や他の適切な履物、防水服、防護つなぎ、ゴム手袋、マスク、適切な呼吸用器具（交換用フィルターを含む）、耳と目の防護具、ライフジャケット等、ラベル指示や農場作業で必要とされるもの。
15.1.11	重要	保護衣・防護具を洗浄している	①　保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ②　再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③　保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④　破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
15.1.12	必須	保護衣・防護具を適切に保管している	保護衣と保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を農薬および農産物と接触しないように保管している。また、換気のよい場所に保管している。	AF. 3.5.2	上位の義務	使用後、防護服の汚れを落とし、私服を汚染しないような場所に保管していますか。	防護服は清潔にし、使用方法や潜在的な汚染の程度により決められたスケジュールにより洗濯することが必要です。防護服と防護器具の手入れの際には、私服とは別に洗濯します。使い捨てでない手袋は、はずす前に洗浄します。汚れや、傷みのある防護服や防護器具、期限切れのマスクフィルターは適切な方法で廃棄しなければなりません。使い捨てのもの（例　グローブ、つなぎ等）は使用したら捨てなければなりません。交換用フィルター等を含む全ての防護服や防護器具等は、作物保護製品/保管施設の外で保管しなければなりません。また、衣服や器具を汚染する可能性のあるその他の化学薬品から物理的に離して保管しなければなりません。適用除外禁止
15.1.13	重要	訪問者に対する注意喚起をしている	下記に関して、訪問者も守るべき農場のルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。 ①　管理点15.1.3で定めた事故防止 ②　食の安全 ③　環境への配慮	AF. 4.2	下位の義務	外部委託業者と来訪者全員来訪者が、各自に関係のある個人の安全・衛生管理の手順について知っていますか。	来訪者と、外部委託業者に関連する個人の健康、安全、衛生管理手順を正式に伝えていることを示す証拠が必要です（たとえば、来訪者や外部委託業者全員が読むことのできる場所に、指示書を置いているなど）。
15.2 事故発生時の対処							
15.2.1	重要	事故の対応手順を周知している	労働事故発生時の対処手順や連絡先（労働安全の責任者、病院・警察・消防署）、非常口・消火器の場所、水道・電気・ガスの緊急停止方法が定められており、作業者全員に周知されている。	AF. 3.4.1	下位の義務	事故と緊急時の手順書があり、それを見やすいように掲示していますか。その内容を農作業に従事する者全員に伝えていますか。	事故時の手順書を、利用しやすく、見やすい場所に常時わかりやすく掲示していること。これらの指示は、作業者が主に使う言語、または絵文字で書かれていることが必要です。手順では、該当する場合、以下の事項について明確に書いていなければなりません。たとえば ー農場の地図、もしくは農場の所在地 ー連絡先担当者名 ー最短距離にある通信手段（電話、無線）の場所 ー最新の電話連絡先（警察、救急、病院、消防、農場内で応急処置のできる場所への行き方、またはそのための移動手段、電力、水道、ガス会社） その他、これに含めることのできるその他の手順としては、 ー地元の医療施設、病院、その他救急サービスへの連絡方法、連絡先番号（どこで起こったか、何が起こったか、けが人は何人か、どのような怪我か、誰が連絡したか） ー消火器の設置場所 ー非常口の場所 ー電気、ガス、水道の緊急停止方法 ー事故や危険な事例についての報告方法
				CB. 8.8.3	下位の義務	事故時の手順書は、作物保護製品や化学品の保管庫から10m以内の分かりやすい場所にありますか。	AF.3.4.1で述べた情報を詳しく書いた事故時の手順書は、事故発生初期の基本的な応急処置をわかりやすく示していなければなりません。また、作物保護製品/化学品保管施設と調合場所から10m以内の、誰もが届く場所になければなりません。適用除外禁止。

JGAP				GLOBALG.A.P.			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
15.2.2	重要	緊急事態の準備をしている	労働事故発生時に清潔な水および救急箱がすぐに使えるようになっている。	AF. 3.4.4	下位の義務	常設の施設全てと、屋外での作業場所の近くに救急箱がありますか。	中身の揃った、定期的にチェックをしている救急箱（たとえば、国の法律や指針に従ったもの）が、全ての常設の施設で利用でき、作業場所近くへの移動（トラクター、車輌等）の際にも利用できなければなりません。
				CB. 8.8.4	下位の義務	作業者の偶発的な汚染に対処するための施設がありますか。	農場内の全ての作物保護製品/化学品保管施設、全ての充填/調合場所で目が洗えるようになっており、10m以内にきれいな水源があり、中身が全て揃った救急箱と、緊急連絡先の電話番号、または事故発生時の基本的な手当を書いた手順書がなければなりません。全て、恒久的で明確な標識をつけていなければなりません。適用除外禁止。
15.2.3	重要	応急処置ができる人がいる	農場内に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業者がいる。	AF. 3.4.5	下位の義務	農場での作業時間中、応急処置の訓練を受けた人が適切な人数（最低1名）農場に常駐していますか。	（たとえば過去5年以内に）応急処置訓練を受けた人が最低1名、農作業時間中に常駐していること。ガイドラインとしては、作業者50名につき、訓練を受けた者1名。農場での作業には、この規格のモジュールの中で言及している全ての作業が含まれます。
15.3 保険の加入							
15.3.1	必須	労災保険に加入している（その1）	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。（常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く）			JGAP審査の時に限り適用	
15.3.2	努力	労災保険に加入している（その2）	①　常時雇用の従業員が5名未満の個人事業であっても、労災保険に加入している。 ②　従業員以外の農場主や家族従事者が、労災保険に特別加入している。			JGAP審査の時に限り適用	
15.3.3	努力	任意保険に加入している	①　必要に応じて障害共済等の任意保険に加入している。 ②　農耕作業用の大型特殊自動車及び小型特殊自動車の任意保険に加入している。			JGAP審査の時に限り適用	

JGAP				GLOBALGAP			
	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
A 農場運営と販売管理							
G1.2.7	重要	機械や測定器具を適切に較正している	散布機械については、散布量が一定、均等、想定通りであることを確認する作業を行っている。例えば、散布機械を作動し、一定時間内の液の消費量を測っている。 使用する測定器具(温度計や秤など)は定期的に較正している。	FV. 5.5.2	下位の義務	計量器具や温度管理機器の検証の手順はありますか。	衛生リスク評価に従って器具が較正されているかを調べるため、計量器具や温度管理機器を定期的に検証しなければなりません。
				CB. 9.2	推奨	可能な場合、生産者は第三者による較正・認証制度に参加していますか。	生産者が第三者による較正認証制度に参加していることを示す文書がなければなりません。
G1.3.3	重要	外部委託先は、JGAP審査で必要が生じた場合、審査員が立ち入り審査を行うことに合意している	農場は、必要が生じた場合にJGAP審査員が立ち入り審査を行うことの許可を、外部委託先から得ている。	AF. 4.1	下位の義務	農場業務を外部委託している場合、その業者の関連情報全てを、農場内で閲覧することができますか。	農場に提供しているサービスの内容に応じて、外部委託業者（もしくはその代理として生産者）がGLOBALG.A.P.管理点に対する適合性の評価を行なっていなければなりません。適用される管理点への適合証拠を、外部検査の際に閲覧できなければなりません。疑わしい点がある場合には、GLOBALG.A.P.の承認を受けた認証機関が、実地検査によって評価内容の検証を行なうことを、外部委託業者は承諾しなければなりません。生産者は、各委託業務、および契約を結ぶ季節ごとに、確認を行ない、評価結果に署名をすることによって、外部委託している部分の管理点に適合することに対し、責任を負います。 GLOBALG.A.P.が認めた第三者認証機関が外部委託業者に対する評価を行っている場合、生産者は次の情報を記載した報告書を外部委託業者から受け取っていなければなりません。１）評価実施日２）認証機関名３）検査員氏名４）外部委託業者の詳細５）該当する管理点と適合基準の各項目に関するコメントを書いた評価報告書。 生産物の取り扱いを外部委託している場合であっても、生産者を検査する認証機関は、該当する管理点について検査をしなければなりません。（該当するスコープの規格を参照）
G3.2.4	必須	農場内のトレーサビリティを確保している(出荷記録)	管理点3.2.2に加え、下記の点について記録を残している。 品目ごとのGLOBALGAP認証の有無	AF. 10.1	上位の義務	全ての取引書類上で、GLOBALG.A.P.ステータス（認証済/認証なし）についてわかるようになっていますか。	取引書類（たとえば、請求書）や、必要に応じて、その他の文書類に、生産物のGLOBALG.A.P.ステータスについて記載していること。適用除外禁止。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G3.4.3	必須	商品回収の予行演習を行っている	年に1度、管理点3.4.2の手順書のテストを行っている。	AF. 8.1	上位の義務	市場からの認証済生産物の回収/リコールを、どのように管理/開始するかを示した手順書がありますか。その手順を一年に一回テストしていますか。	生産物の回収/リコールにつながる可能性のある出来事の種類、回収/リコールの実施について判断を下す責任者、顧客とGLOBALG.A.P.認証機関（認証機関が処分を発動しておらず、生産者又は生産者グループが自発的に生産物を回収/リコールする場合）への連絡の仕組み、在庫数量の帳尻あわせの方法について具体的に書いた手順書を、生産者が閲覧できるようにしておかなければなりません。内容が有効であることを確認するため、一年に一回、手順書のテストを実施しなければなりません。模擬リコールを行うのでもよいでしょう。テストの記録を残しておかなければなりません。
B　食の安全							
G4.1.3	重要	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 輪作、太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。 (※海外項目を適用する場合、管理点4.1.2は無効とし、本管理点を優先する。)	CB. 3.2	下位の義務	可能な場合、一年生作物の輪作を行なっていますか。	定植日または防除記録、もしくはこの両方から輪作について検証できなければなりません
G4.2.3	必須	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。 (※海外項目を適用する場合、管理点4.2.2は無効とし、本管理点を優先する。)	FV. 3.1.1	上位の義務	作物保護製品の希釈に用いる水質のリスク評価を行っていますか。	書面でのリスク評価を実施していなければなりません。それには、水源、作物保護製品のタイプ（除草剤、殺虫剤等）、散布時期（作物の成長段階）、散布箇所（作物の可食部位、その他の部位、作物間の地面等）が含まれます。そして必要な場合には是正措置をとらなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G4.2.4	必須	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水が農産物に危害を与える可能性が無いか年1回以上確認している。 ① 灌漑方法 （水が作物に接触する方法のほうが危険性が高い。） ② 灌漑時期 （収穫が近い時期の灌漑のほうが危険性が高い。） ③ 作物のタイプ （生で食べるもの、皮をむかずに食べるもの、栽培過程で土や水と接触するもの、の方が危険性が高い。） ④ 農薬の種類 （農薬散布に使用する水の場合） ⑤ 水源	FV. 3.1.1	上位の義務	作物保護製品の希釈に用いる水質のリスク評価を行っていますか。	書面でのリスク評価を実施していなければなりません。それには、水源、作物保護製品のタイプ（除草剤、殺虫剤等）、散布時期（作物の成長段階）、散布箇所（作物の可食部位、その他の部位、作物間の地面等）が含まれます。そして必要な場合には是正措置をとらなければなりません。
				CB. 6.3.2	下位の義務	潅漑/灌水施肥用水の汚染リスクに関する年次評価は完了していますか	リスク評価では、全ての灌漑/灌水施肥用水の水源に対する潜在的な微生物学的、化学的または物理的汚染について考慮せねばなりません。 リスク評価の中には少なくとも、： ・水源の特定、 ・灌漑方法、 ・灌漑時期（作物の生育期間中）、 ・作物の灌漑用水への接触、を含めること。 作物の種別としては、： ・生食及び食べる前に裸の状態で移送される農作物 ・生食及び食べる前に裸の状態で移送されるか、リスク若しくは病原菌汚染の事故が過去にある農作物 ・生食及び食べる前に被覆された状態で移送、農場が清潔、病原菌汚染が過去にない農作物 ・加工された農作物、とすること。 別紙CB.1微生物学的ハザード参照
G4.2.5	重要	4.2.2で行った水質検査において、微生物検査を行っている。	4.2.1.で行った確認の結果、微生物による汚染の危険性が高いと判断された場合は、検査機関において微生物検査を行っている。	CB. 6.3.4	下位の義務	CB.6.3.2のリスク評価に従い、試験分析では微生物的汚染を考慮していますか。	リスク分析（微生物汚染のリスクがある場合）に従い、試験所の分析を通じて、関連する微生物汚染に関係する記録を保持しなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G4.2.6	必須	未処理の汚水を灌漑・灌水施肥に使用することを禁止している	管理点4.2.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 灌漑・灌水施肥(滴下施肥、養液土耕)用に未処理の汚水を使用していない。処理済の汚水を使うときは、WHO(世界保健機構)発行の″Guidelines for the Safe Use of Wastewater and Excreta in Agriculture and Aquaculture 1989″(農業と養殖での排水と排泄物の安全利用に関するガイドライン、1989)に適合している。また、水源の汚染が疑われる場合は(上流に村落がある等)、水質が灌漑用水の水質に関するWHOガイドライン(Health guidelines for the use of wastewater in agriculture and aquaculture, WHO Technical Report Series 778, 1989.)、もしくは地域の基準に適合していることを、水質分析によって示すことができる。	CB. 6.3.1	上位の義務	未処理の汚水を潅漑/灌水施肥に使用することを禁止していますか。	潅漑/灌水施肥用に未処理の汚水を使用してはいけません。処理済の汚水や再生水を使う場合、水質はＷＨＯ発行の「農業と養殖での排水と排泄物の安全利用に関するガイドライン・1989」に適合していることが要求されます。また、水源の汚染が疑われる場合は（たとえば、上流に村落がある等）、農家は水質が灌漑用水の水質に関するWHOガイドライン、または地域の規制に適合していることを、水質分析によって示せなければなりません。リスク評価の方法については、別紙AF.１の表3リスク評価参照。適用除外禁止。
G4.3.3	必須	農産物の最終洗浄に使用する水源は、飲用適または所轄官庁によって洗浄に適しているとされている	管理点4.3.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 農産物を最後に洗う水は国や地方公共団体によって洗浄に適しているとされている。あるいは過去12ヶ月以内に、洗浄用機械に水が入る地点での水質分析を行っている。もしくはこれらの両方がなされている。分析対象となる各要因のレベルはWHOの閾値以内であるか、または国や地方公共団体によって食品業界での安全性が認められたレベルであることを確認している。	FV. 5.7.1	上位の義務	生産物の最終洗浄に使用する水源は、飲用適または所轄官庁によって洗浄に適しているとされていますか。	その水は所轄官庁によって洗浄に適しているとされており、または、過去12カ月以内に、洗浄用機械への給水ポイントでの水質分析を行っている、もしくはこれらの両方がなされていなければなりません。分析対象となる各項目のレベルは、WHO の基準値以内であるか、または所轄官庁によって、食品業界での安全性が認められたレベルでなければなりません。
				FV. 5.8.5	上位の義務	ポストハーベスト処理に用いられる水源は、飲用適もしくは所轄官庁による適正確認がおこなわれていますか。	所轄官庁によって、使用に適した水であることが明らかにされているか、または、過去12ヶ月以内に、洗浄用機械への給水ポイントでの水質分析が行われている、もしくはこれら両方が満たされていなければなりません。分析結果は、いずれもWHOの基準値以内か、または食品業界での使用に適した水として、所轄官庁が許容するレベルでなければなりません。
G4.3.4	必須	収穫場所で収穫物を扱う際に使用する氷や水は、飲用水を使用しており、生産物を汚染しないような衛生的な状態で取り扱っている	管理点4.3.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 収穫場所で使用する氷や水は、どんな場合であっても、飲用水から作り、生産物を汚染しないような衛生的な取扱いを行っている。	FV. 4.1.12	上位の義務	収穫物を扱う際に使用する氷（や水）は、飲用水から作ったもので、生産物を汚染しないような衛生的な状態で取り扱っていますか	収穫場所で使用する氷や水は、どんな場合であっても、飲用水から作り、生産物を汚染しないような衛生的な取扱いをしなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G4.3.5	努力	適切な試験機関が水質分析を行っている	管理点4.2.2、4.3.1の水質検査は、現時点で有効な国際標準機構（ISO）17025認定、もしくはそれと同等な国の認定を受けた試験機関が行っている。あるいは試験機関が現在認定取得手続き中であることを証明する文書がある。	FV. 5.7.3	推奨	適切な試験機関が水質分析を行なっていますか	洗浄用水の分析を、現時点で有効なISO17025認定 、もしくはそれと同等な国の認定を受けた試験機関が行っていること、または、試験機関が現在認定取得手続き中であることを証明する文書がなければなりません。
				CB. 6.3.5	推奨	適切な試験機関が分析を実施していますか。	ISO17025レベル、または同等の基準に準拠した、微生物分析のできる適切な試験機関による分析結果でなければなりません。
G4.4.5	重要	種苗の品質管理を適切に行っている	保管もしくは栽培している種苗に病害虫が発生していないことを確認している。	CB. 2.1.3	下位の義務	農場内の施設での育苗の際には、植物の健康のための品質管理システムを運用していますか。	目に見える病虫害発生の徴候を監視するシステムも含めた品質管理システムを整備しており、かつ、その監視システムの最新記録を閲覧できなければなりません。育苗施設とは、繁殖材料を生産するあらゆる場所を指します（農場内で接木用材料の選別する作業も含む）。「監視システム」には、母本（訳注：母体となる植物）、または圃場、また該当する場合には、源となる植物の記録と識別を含まなければなりません。記録は、決められた頻度で定期的に記録しなければなりません。耕作されている樹木や植物を自家用にのみ（すなはち、販売目的でなく）使用する場合は、これで十分です。台木を使用する場合は、文書を調べ、その台木が何処から来たものであるかについて、特に注意しなければなりません
G4.5.1	必須	遺伝子組換え作物の植え付け、または試験栽培は生産国の関連法規全てに適合している	農場・団体は、生産国で適用される法律の写しを保持し、それに従い遵守している。 特定の変更事項または固有の識別情報、もしくはこれら両方について記録している。具体的な生産方法と管理に関するアドバイスを受けている。	CB. 2.3.1	上位の義務	GMO作物の植え付け、または試験栽培は生産国の全ての関連法規に適合していますか。	登録農場または登録農場のグループは、生産国で適用される法律の写しを保持し、それに従い遵守しなければなりません。特定の変更事項または固有の識別情報、もしくはこれら両方について記録しておかなければなりません。具体的な生産方法と管理に関するアドバイスを受けていなければなりません。
G4.5.2	重要	遺伝子組換え作物を栽培している場合、関連文書類が閲覧可能である	遺伝子組換え作物を栽培している場合、植え付け、栽培あるいは生産に関する記録文書が閲覧可能である。	CB. 2.3.2	下位の義務	GMO作物を栽培している場合、関連文書類が閲覧可能ですか。	GMO品種またはGMO作物、もしくはこれら両方を栽培する場合、これらの植え付け、GMO品種またはGMO作物、もしくはこれら両方の栽培、あるいは生産に関する記録文書を維持しなければなりません。
G4.5.3	必須	生産者は、その直接の顧客に対し、生産物が遺伝子組換えである旨の情報を提供している	連絡の証拠となる文書がある。	CB. 2.3.3	上位の義務	生産者は直接の顧客に対し、生産物がGMOである旨の情報を提供していますか。	連絡の証拠となる文書がなければなりません

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G4.5.4	重要	遺伝子組換え作物の取扱いについてのプランを作っており、その中で、隣接する非遺伝子組換え作物への予期せぬ混合や、生産物の完全性についての戦略を定めている	非遺伝子組み換え作物への汚染を防ぐため、遺伝子組換え作物の取扱方法・貯蔵方法に関する計画文書がある。	CB. 2.3.4	下位の義務	GMO種苗（すなわち、作物または試作作物）の取り扱いについてのプランを作っており、その中で、（たとえば、隣接する非GMO作物への予期せぬ混合）生産物の完全性について維持していますか。	従来の作物を汚染するリスクを最小限にするため、GMO種苗（すなはち、作物または試作作物）をどのように取扱い、貯蔵するかについて述べた計画文書があり、生産物の完全性を維持することが閲覧できなければなりません。
G4.5.5	必須	遺伝子組換え作物を保管する際には、他の作物との偶発的な混合が起こらないような方法をとっている	遺伝子組換え作物が完全に識別されて保管されていることを見て確認できる。	CB. 2.3.5	上位の義務	GMO作物を保管する際には、他の作物との偶発的な混合が起こらないような方法をとっていますか。	GMO作物の保管の際の完全性と識別について、目視による評価を行なわなければなりません。
G5.1.8	必須	有機肥料は定植前（果樹の場合は開花前）に行っており、作物の成長時期には行っていない	作物の汚染を防ぐため、有機肥料や堆厩肥の散布と作物の収穫の間には十分な期間がおかれていることが、肥料の散布記録と収穫記録で確認できる。	FV. 3.2.1	上位の義務	有機質肥料は、定植前もしくは蕾が出る前（たとえば、樹になる作物の場合）に施用しており、生育期間中は施用していませんか。	施用から収穫までは、食品安全に害のない期間をあける（CB5.5.2参照）ようにしなければなりません。施肥記録と収穫記録とでこのことが示せなければなりません。
G5.1.9	重要	肥料等の安全性を確認している（生物学的危害）	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の点を考慮している。 ① 肥料散布時期（収穫に近いほどリスクが高い） ② 肥料散布方法（肥料が作物に接触するほどリスクが高い）	CB. 5.5.2	下位の義務	有機肥料の施肥の前に、その供給元、性質、意図した使用目的のリスク評価を行っていますか。	根拠書類には少なくとも以下の潜在リスクを考慮していることが示されていなければなりません：有機質肥料の種類、堆肥化の方法、雑草や種子の混入、重金属の含有、施用の時期、有機肥料の施用場所（たとえば、作物の可食部との接触、畝間施用等）。これにはバイオガス施設由来の原料にも当てはまります。別紙CB 1微生物学的ハザード参照。
G5.4.7	重要	液肥は適切に保管されている	管理点5.4.3に加え、梱包された肥料等の保管場所は下記の点について取り組んでいる。 液肥が流出した場合に備え、液肥はその内容量にあったトレーや囲いの中に保管されている。	CB. 5.4.5	下位の義務c	水源汚染のリスクを軽減するような適切な保管方法をとっていますか。	全ての肥料は、水源や地下水へのリスクを最小限にするような方法で適切に保管しなければなりません。液体肥料の保管場所は、最も大きい容器の110%にあたる容量の容器に入れ、非浸透性の壁で囲まれていなければなりません。また、水路に近接する場合や、洪水のリスク等も考慮する必要があります。
G5.4.8	重要	堆厩肥を適切に保管している	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。 （※海外項目を適用する場合、管理点5.4.5は無効とし、本管理点を優先する。）	CB. 5.5.4	下位の義務	有機質肥料を保管する際には、環境汚染のリスクを軽減するような適切な保管方法をとっていますか。	有機質肥料を保管する際には、決まった場所に保管しなければなりません。地表水への汚染を防止するための適切な対策を取る必要があります（たとえば、コンクリートの土台と壁、または専用の漏出防止コンテナ等）。また、具体的には、地表水面から最低25メートル離して保管しなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G6.4.7	重要	農薬の保管条件は適切である(その3)	① 農薬流出に対処するための清掃道具は目に付きやすいように明確に表示されている。 ② 農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。 (※海外項目を適用する場合、管理点6.4.4は無効とし、本管理点を優先する。)	CB. 8.7.9	下位の義務	作物保護製品の保管棚は、非吸収性の素材で作られていますか。	作物保護製品の保管施設は流出に備えて装備を行なわなければなりません。(例えば、金属、硬化プラスチック若しくは不浸透性のビニールで覆われたもの等)
G6.4.8	必須	国や地方公共団体の規制に従って農薬を保管している	管理点6.4.2に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬の保管庫は全て該当する国、および地方公共団体の現行の法規に従っている。	CB. 8.7.1	上位の義務	国や自治体の規制に従って作物保護製品を保管していますか。	作物保護製品保管施設はすべて該当する国、地方および地域の現行の法規に従っていなければなりません。
G6.4.9	重要	耐火性の場所で農薬を保管している	管理点6.4.3に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬の保管庫は耐火性の材質(最低要求基準はRF30:30分間は炎に耐えられる)で建造されている。	CB. 8.7.5	下位の義務	耐火性はありますか。	作物保護製品の保管施設は、耐火性の材質(最低要求基準RF30:30分間は炎に絶えられること)建築されていなければなりません。適用除外禁止。
G6.4.10	重要	農薬の請求書を保管している	管理点6.4.6に加え、下記の点について取り組んでいる。 農薬を購入した際の請求書を記帳のために保管し、それを審査の際に閲覧できる。	CB. 8.1.4	下位の義務	登録済作物保護製品の請求書を保管していますか	使用した登録済作物保護製品を購入した際の請求書を記録管理のために保管し、それを外部検査の際に閲覧できるようにしなければなりません。適用除外禁止。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G6.6.6	必須	残留農薬検査が必要か判断している	下記の場合に限り、残留農薬検査を行わないという判断が認められる。 ① 化学肥料・農薬を使用しない有機農場で、過去4年間の分析で残留農薬が検索されなかった場合 （2年目の審査以降は、農場内外の危害要因が前年と変わりないことを審査員が確認する。） ② 化学肥料・農薬を使用しないキノコ栽培農場	CB. 8.6.4	上位の義務	要求された場合にリスク評価に基づいた残留試験の証拠はありますか。	リスク評価結果に基づき、GLOBALG.A.P.に登録された作物の作物保護製品残留分析結果、または、農場まで追跡可能な第三者による作物保護製品残留モニタリングシステムに関する最新の文書証拠や記録が提示可能でなければなりません。残留農薬検査がリスク評価の結果として要求される場合、サンプリング手順、登録分析機関等に関する要求事項は、次のとおりです。 一般的にリスク評価は、別紙CB.6の最大残留基準値リスク評価に準じて、残留農薬分析を行い、分析の回数を特定する必要性や、いつ、どこで、サンプルや分析の種類を選ぶかを結論付けることが要求されます。 残留農薬分析が必要ないと決定したリスク評価は以下の内容が特定されることが必要です。 ・ 4年若しくはそれ以上の履歴において、分析による検証で検出が無い（たとえば、基準超過、無登録作物保護製品等） ・ 使用無し若しくは最低限の作物保護製品の使用 ・ 限られた収穫期には、作物保護製品を使用しない（散布後収穫までの指定期間以上の期間をもつこと） ・ 第三者によるリスク評価の検証（たとえば、認証機関の検査員、専門家等） 例外としては、作物保護製品を使用しない作物、よく管理された環境、及び産業として一般的に作物保護製品の残留がないものがあげられます。（マッシュルームはその例である）
G6.7.1	必須	ポストハーベスト処理をする場合、ラベル上の指示を全て守っている	明確な手順と文書から使用した化学薬品のラベルの指示に従っていることが実証できる。文書には例えばポストハーベスト農薬、ワックスの使用記録がある。	FV. 5.8.1	上位の義務	ラベルに表示された指示を全て守っていますか。	明確な手順と文書がなければなりません。（たとえば、ポストハーベスト殺生物剤、ワックス及び作物保護製品の使用記録があること）、それにより使用した化学薬品のラベル指示に従っていることが実証できなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G6.7.2	必須	収穫した作物のポストハーベスト処理に使用する農薬、ワックスは使用国内で公式に登録されている	作物に使用した全てのポストハーベスト農薬、ワックスは、使用国の適切な政府機関で公式に登録または認可されたものである。その国での使用と、その作物への使用が認められているということが農薬、ワックスのラベル上に示されている。	FV. 5.8.2	上位の義務	収穫した作物のポストハーベスト処理に使用する殺生物剤、ワックス、および作物保護製品は、使用国内で公式に登録されているものですか	使用国の適切な政府機関で公式に登録又は認可されたものでなければなりません。その国での使用と、その作物への使用が認められているということが殺生物剤、ワックス、作物保護製品のラベル上に示されていなければなりません。公式の登録制度がない場合は、GLOBALG.A.P. ガイドライン（CB別紙４、補外法が許可されている国での作物保護製品の使用）、及びFAO の殺虫剤の使用と流通に関する指導規則を参照しなければなりません。
G6.7.3	重要	栽培している作物に使用した、または使用が許可されているポストハーベスト農薬の最新リストを持っている	現在栽培中、あるいは過去12ヶ月以内に栽培した作物に使用したポストハーベスト農薬、ワックスのリストがある。リストは商品名（有効成分も含む）が記載され、国や地方公共団体の規制の変更を反映している。	FV. 5.8.3	下位の義務	栽培している作物に使用した、または使用が認可されているポストハーベストに適用する作物保護製品の最新リストを持っていますか。	現在栽培中、もしくは過去12ヶ月以内に栽培したGLOBALG.A.P.登録作物に対して、ポストハーベストで防除処理用に使用した殺生物剤、ワックス、作物保護製品の最新文書リストで、自治体や国の規制の変更を反映し、商品名（有効成分も含む）を書いたものがなければなりません。適用除外禁止。
G6.7.4	必須	収穫後の作物取扱いの技術的責任者は、ポストハーベスト農薬、ワックスの使用に関する自分の力量と知識を実証することができる	ポストハーベスト処理用の農薬、ワックス使用の技術的責任者は充分な技術能力のレベルに達していることを、国内で認められた証明書や正式なトレーニング参加によって実証できる。	FV. 5.8.4	上位の義務	収穫後の作物取扱の技術的責任者は、ポストハーベストに適用する殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用に関する自身の力量と知識を実証することができますか。	ポストハーベスト処理用の殺生物剤、ワックス、作物保護製品使用の技術的責任者は、国内で認められた証明書や正式なトレーニング参加によって、十分な技術能力のレベルに達していることを実証できなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G6.7.5	必須	ポストハーベスト農薬使用を記録している（その1）	ポストハーベスト農薬、ワックス使用について、下記の項目を記録している。 ① 農産物の識別情報（ロットやバッチ番号） ② 使用場所（農場名または選果場名） ③ 使用日 ④ 商品名及び有効成分名 ⑤ 使用量（水またはその他の溶媒1リットルあたりの重量または体積） ⑥ 使用方法（噴霧、滴下、燻蒸等）	FV. 5.8.7	上位の義務	作物の識別情報（例　ロットもしくはバッチ番号）。	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿に、処理した作物のロットまたはバッチ番号を記録していなければなりません。
				FV. 5.8.8	上位の義務	処理をした場所	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿に、地理的な区域、処理を行った農場または生産物の取扱場所の名前または照会情報を記録していなければなりません。
				FV. 5.8.9	上位の義務	処理日	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿に、正確な使用日（年/月/日）を記録していなければなりません。
				FV. 5.8.10	上位の義務	処理の内容	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿には、製品散布に使用した処理の種類（たとえば噴霧、滴下、ガスくん蒸等）を記録していなければなりません。
				FV. 5.8.12	上位の義務	使用量	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿には、使用した製品の量を、水またはその他の溶媒1 リットル当たりの重量または体積で記録していなければなりません。
				FV. 5.8.11	上位の義務	処理剤の商品名	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿には、使用した製品の商品名を記録していなければなりません。
G6.7.6	重要	ポストハーベスト農薬使用を記録している（その2）	ポストハーベスト農薬、ワックス使用について、下記の項目を記録している。 ① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫名）	FV. 5.8.13	下位の義務	作業者名	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿に、散布を行なった作業者の氏名を記録していなければなりません。
				FV. 5.8.14	下位の義務	使用の正当な根拠	すべてのポストハーベスト用殺生物剤、ワックス、作物保護製品の使用記録簿には、処理の対象となった病気/害虫の一般名称を記録していなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G6.7.7	必須	ポストハーベスト農薬の使用に際し、残留農薬検査を考慮している。	収穫後の全ての農薬使用に対し、管理点6.6残留農薬検査について考慮し、それに従って行動していることを示す文書がある。	FV. 5.8.15	上位の義務	ポストハーベスト用作物保護製品の使用に際して、CB8.6を考慮していますか。	収穫後のすべての殺生物剤および作物保護製品の使用に関し、生産者が管理点CB.8.6について考慮し、それに従って行動していることを示す文書証拠がなければなりません。
G.6.7.8	必須	ポストハーベスト農薬やワックスは農産物や梱包資材と離れた場所に保管されている。	農産物の汚染を防ぐため、ポストハーベスト農薬やワックスは農産物や梱包資材とは離れた、決められた場所に保管されている。	FV. 5.8.6	上位の義務	ポストハーベスト処理に用いられる殺生物剤、ワックス及び作物保護製品は、収穫物や他の資材から離して保管されていますか。	殺生物剤、ワックス及び作物保護製品等は、収穫物の化学汚染を避けるために、隔離された、指定の場所で保管しなければなりません
G7.6	必須	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	収穫場所で出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。 ① 梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。 ② 梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。 ③ 梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。 ④ 管理点7.1、7.2、7.3、7.4の項目を収穫場所での包装、出荷の工程についても実施している。 (※海外項目を適用する場合、管理点7.5は無効とし、本管理点を優先する。)	FV. 4.2.1	上位の義務	収穫作業の衛生手順の中で、農場での一時保管も含めた収穫物の扱いや、圃場、果樹園や温室で包装し、取り扱う生産物について考慮していますか。	農場、果樹園又は温室で包装し、取り扱う全ての生産物は、収穫衛生リスク評価の結果に従い、その日のうちに圃場から移動しなければなりません。収穫物を農場で一時保管する場合、食品安全上の要求事項を満たさなければなりません。
				FV. 4.2.2	上位の義務	包装済みの生産物が汚染されないようにしていますか。	圃場で包装する全ての生産物が汚染されないようにしなければなりません。
				FV. 4.2.3	上位の義務	場で包装した生産物を集荷/保管/発送する全ての場所を、清潔で衛生的な状態に保っていますか。	包装済の生産物を農場で保管する場合は、保管場所を清潔にしなければなりません。
				FV. 4.2.4	上位の義務	圃場での包装に使用する包装資材は、汚染されないように保管していますか。	包装資材は、汚染されないように保管しなければなりません。
				FV. 4.2.5	下位の義務	包装資材の破片や、その他生産物由来でない廃棄物を圃場から取り除いていますか。	包装資材の破片や、その他生産物由来でない廃棄物を圃場から取り除かなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G7.7	必須	作業者が衛生に関する指示を理解し実行できるようになっている	① 衛生に関する指示書が、作業者の見やすいところに掲示されている。 ② 収穫場所には清潔で衛生的な手洗い場がある。	AF. 3.2.2	下位の義務	全作業者向けの衛生指示文書がありますか。	衛生に関する指示書、たとえばはっきりした標識（図）や、作業者が主に使う言語で書いたものが、見やすいように掲示してあることが必要です。この指示書には、少なくとも以下の事項が書かれていなければなりません： ー手洗いの必要性 ー切り傷を覆うこと ー決められた場所での喫煙、飲食 ー感染や健康状態についての通知、これには、病気の兆候（例えば嘔吐、黄疸、下痢）についての通知を含み、これらの症状のある者は、生産物や生産物との接触面に直接触れないようにしなければなりません。 ー適切な防護服の着用。適用除外禁止。
G8.10	重要	害獣駆除のための調査や、講じた必要な措置について詳細な記録を付け、保管している	農産物の保管場所には効果的な害獣対策がある。害獣点検を	FV. 5.6.1	下位の義務	包装及び保管区域におけるモニタリング及び有害生物の捕獲のための手順はありますか。	聞き取りによる認識を持っているかを評価する。目視評価。適用除外禁止。
				FV. 5.6.2	下位の義務	害虫害獣のモニタリングと駆除のプロセスが有効に機能していることを示す視覚的な証拠がありますか。	目視評価。適用除外禁止。
				FV. 5.6.3	下位の義務	害虫害獣駆除のための検査や、講じた必要な処置に関する詳細な記録を保持していますか。	モニタリングの実施スケジュールを立てており、駆除に際しての検査と、検査結果に対するフォローアップの計画についての記録がなければなりません。
G8.11	必須	農産物への意図的な異物混入の可能性を検討し、それに対する対策を講じている。	農産物の安全に対するいかなる脅威を把握し、検討している。安全性が確認された物のみを農場で使用し、労働者や業務委託先についての情報を把握している。もし意図的な異物混入があった際の対策手順がある。	AF. 9.1	上位の義務	フードディフェンスに関するリスク評価を行っており、その中でフードディフェンスリスクとして特定されたリスクに対処するための手順がありますか。	業務のあらゆる場面におけるフードセキュリティ上の潜在的脅威を特定し、評価しなければなりません。フードセキュリティリスクの特定によって、農場に入ってくるもの全てが安全で安心できる供給源からのものであることが確実とならねばなりません。従業員や外部委託作業者の全ての情報がそろっていなければなりません。故意による脅威が発生した際の是正措置手順を整備していなければなりません。
G8.12	重要	動物による農産物の汚染がないように管理している。	家畜、野生動物、ネズミ類、ペットなどによる農産物の汚染がないよう、緩衝地帯やフェンスを設ける等の管理をしている。	FV. 3.3.1	下位の義務	作物の生産区域内で、食品安全への潜在的なリスクとなるような、動物の著しい活動の形跡がありますか。	適切な手段によって、栽培地域内での汚染（コンタミネーション）の可能性を下げることができます。考えられる原因として次のものがあります：圃場の近隣の家畜、圃場に数多く集まってくる野生生物、鼠族（そぞく）、飼われている動物（生産者のペットや部外者の犬の散歩等）。必要に応じて、適切な緩衝地帯、物理的な障壁、フェンスを用いるべきです。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G8.13	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している(その3)	保管場所の温度と湿度を定期的に測り、記録している。	FV. 4.2.6	上位の義務	包装済みの生産物を農場で保管する場合、（必要に応じて）温度や湿度管理を行ない、それを記録していますか。	農場内で包装済みの生産物を保管する場合は、（必要に応じて）衛生リスク評価の結果と品質要求事項に従って温度・湿度管理を行ない、記録しなければなりません。
				FV. 5.5.1	上位の義務	生産物を農場で包装及び/又は保管する場合、もしくはこれら両方を行なっている場合、（必要に応じて）温度や湿度管理を行ない、記録していますか。	農場内で包装済みの生産物を保管する場合は、衛生リスク評価の結果に従い、（必要に応じて、また、気圧管理倉庫の場合）温度・湿度管理を行ない、記録しなければなりません
				FV. 5.5.2	下位の義務	計量器具や温度管理機器の検証の手順はありますか。	衛生リスク評価に従って器具が較正されているかを調べるため、計量器具や温度管理機器を定期的に検証しなければなりません
C 環境保全型農業							
G9.1.2	努力	作物が水をどれだけ必要としているか、系統的に予測する方法を利用している	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 必要な灌漑水量が計算されており、それらはデータの記録によって裏付けられている。例えば、雨量計、培地用の排水トレー、蒸発計、土壌水分張力計、土壌地図などがある。	CB. 6.1.1	推奨	作物が水をどれだけ必要としているか、系統的に予測する方法を利用していますか。	灌漑の必要量計算ができ、それらはデータ記録によって裏付けられたものでなければなりません。（たとえば、雨量計、培地用の排水トレー、蒸発計、土壌水分張力計（土壌種類や土壌地図から水分の%決定））。これらデータは地域範囲で蓄積することでも適合となります。
G9.1.3	必須	水の使用量を適正にし、無駄を減らすための水管理プランがある	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 水の使用量を適正化し、無駄を減らす水管理の計画文書がある。計画文書には計画を実践するためにとるべきステップと行動についての記述がある。	CB. 6.2.1	上位の義務	生産者は、水資源保護の観点から、採用している灌漑方法の正当な根拠を示すことができますか。	ここでの趣旨は、水のムダ使いの防止です。灌漑システムの利用が効果的であり、生産者は、技術的に有効で、手頃な価格設定である、最も効率的な灌漑システムを使用し、水利用における地域のあらゆる制約に関する法律に従っていることが要求されます。
				CB. 6.2.2	推奨	水の使用量を適正にし、ムダを減らすための水管理プランがありますか。	農場における効率的な水の利用を目的とする行動計画が文書化されていなければなりません。農場がこの行動計画に参加または適用を受けるのであれば、効率的な水の利用は地域活動か、もしくはそのような個人計画のどちらかで適合となります。
G9.1.4	努力	灌漑・灌水施肥に使用した水量を記録している	管理点9.1.1に加え、下記の点について取り組んでいる。 水量計ごと、または灌漑区域ごとの日付と水量を示した記録がある。生産者が灌漑プログラムに加入している場合は、計算上の水量と実際の水量を記録している。	CB. 6.2.3	推奨	灌漑/灌水施肥に使用した水量を記録していますか。	水量計ごと、または灌漑区域ごとの日付と水量を示した記録がなければなりません。生産者が灌漑プログラムに加入している場合は、計算上の灌漑期間の水量と実際の水量を記録していなければなりません。
G9.1.5	重要	灌漑用水は持続可能な水源から引いている。	灌漑用水は、通常の状態で十分な量の水を供給し続けることができる水源から用いている。	CB. 6.4.1	下位の義務	環境保護のため、持続可能な水源から取水していますか。	持続可能な水源とは、通常の（平均的な）状態で十分な水を供給できる水源のことを意味します。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G9.1.6	重要	灌漑用水の水源の持続性について、注意が必要な場合は関係機関に助言を仰いでいる。	関係機関から助言を得たことが書面で確認できる。	CB. 6.4.2	下位の義務	必要な場合には、監督官庁から取水に関する助言を受けていますか。	必要な場合には、取水に関しての文書連絡（たとえば、書状、許可証等）がなければなりません。
G9.1.7	必須	灌漑に関する法規制を守っている。	灌漑用水の利用について法規制がある場合は、それに従っている。	CB. 6.2.1	上位の義務	生産者は、水資源保護の観点から、採用している灌漑方法の正当な根拠を示すことができますか。	ここでの趣旨は、水のムダ使いの防止です。灌漑システムの利用が効果的であり、生産者は、技術的に有効で、手頃な価格設定である、最も効率的な灌漑システムを使用し、水利用における地域のあらゆる制約に関する法律に従っていることが要求されます。
G10.3	努力	天然由来の培地・培土の場合、特定の保護地域から持ってきたものでないことを証明できる	天然由来の培地・培土を使用する場合は供給源を証明する記録がある。特定の保護地域から採取したものではないことを実証できる。	FV. 2.3	推奨	天然由来の培地を使用する場合、特定保護区域からのものでないことを証明できますか	天然由来の培地を使用する場合は、その供給もとを証明する記録がなければなりません。特定保護地域から採取したものでないことが証明できなければなりません。
G10.4	努力	可能な場合、培地・培土の再利用プログラムに参加している	再利用した培地・培土の量と日付を記録している。納品書、荷受書でもよい。再利用プログラムに参加可能であるにもかかわらず参加しない場合、その正当な根拠がある。	FV. 2.1	推奨	可能な場合、生産者は培地の再利用プログラムに参加していますか。	生産者は再利用した量、日付の記録をとっていなければなりません。納品書、荷受書でも良いです。再利用参加プログラムに参加可能であるが参加しない場合、その正当な根拠がなければなりません。
G10.5	重要	よい土作りを行っている	圃場の土壌特性を把握し、その土壌に適した土作りを行っている。 例えば下記の方法がある。 土壌図の利用、堆厩肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、サブソイラ等による硬盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。 （※海外項目を適用する場合、管理点10.1は無効とし、本管理点を優先する。）	CB. 4.2	下位の義務	土壌構造を改良または維持し、土壌が圧縮硬化しないようにするための技術を活用していますか。	その土地に適した技術を利用している。土壌が硬化していることを示すような証拠があってはいけません。
				CB. 4.1	推奨.	農場の土壌地図がありますか。	土壌の断面図や土壌分析、区域（地域）の土壌分布地図に基づいて、区画ごとの土壌タイプが特定されていなければなりません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G11.5	努力	農業生産に不向きな土地(低湿地、林地、枕地、やせた土壌の土地等)を保護地域に転換し、自然の植物相、動物相の生息を促す、といったことについて考慮している	可能であれば、農業生産に向かない土地や、生態学的価値を優先させる特定の区域を、保護地域に転換する計画を持っている。	AF. 6.2.1	推奨	自然の植物相、動物相の生息を促すため、生産に不向きな土地（たとえば、低湿地、林地、枕地、やせ地等）を保護地域に転換することについて考慮していますか。	可能であれば、生産に向かない土地や、特定の区域の生態学的価値を優先し、これらを保護地域とする計画を持っているべきです。
G14.6	重要	持続可能な商業的農業生産と両立可能で、農業活動が環境に与える影響を最低限に抑えられる自然保護計画を立案している。	管理点14.2に加え、下記の点について取り組んでいる。 ①　持続可能性のある農業と両立可能な自然保護計画を文書化している。 ②　自然保護計画は農業活動による環境への影響を最小限に抑えるものである。	AF. 6.1.1	下位の義務	各生産者は、それぞれの事業にかかわる自然界の生物の管理と保護について計画を立てており、その中で生産活動が環境に与える影響についての認識を示していますか。	農場内での生物の生息場所を広げ、生物的多様性を維持することを目指した行動計画を文書にしていなければなりません。これは、個人による計画であっても、地域全体の活動であっても、その中にその農場が含まれていれば良しとします。この中には、ＩＰＭ実践、作物による養分の利用、保護地域、水の供給、他の土地利用者への等に関する知識を含みます。
G14.7	努力	計画の中には、農場内に現在生息している動物と植物の多様性について把握するための基礎調査も含まれている	自然保護計画には、農場内の植物相、動物相についての現在のレベル、位置、状態その他に関する基礎調査が含まれている。基礎調査では、農業生産活動が動物相と植物相に及ぼす影響について調査し、行動計画の土台として利用している。(管理点G14.6参照)	AF. 6.1.2	推奨	生産者は、地域社会や動植物相への利益のために、どのようにして環境を改善していくか考えていますか。この方針は、持続可能な商業的農業生産と両立可能であり、農業活動が環境に与える影響を最低限に抑えるために努力することを示していますか。	1）農場内で、または2）生物の生息場所の質や要素に着目した環境保全の構想を持って活動しているグループに参加することによって、生産者が具体的かつ自発的な行動を取っているべきです。行動計画作成のため、農場内の動植物相についての現在のレベル、位置、状態その他に関するベースライン審査を行うというコミットメントを保護計画の中で示していることが必要です。可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが保護計画の中に書かれていることが必要です。
G14.8	努力	計画の中で、農場内の生物の生息地を広げ、生物多様性を高めるような活動について述べている	可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが自然保護計画の中に書かれている。(管理点G14.6参照)	AF. 6.1.2	推奨	生産者は、地域社会や動植物相への利益のために、どのようにして環境を改善していくか考えていますか。この方針は、持続可能な商業的農業生産と両立可能であり、農業活動が環境に与える影響を最低限に抑えるために努力することを示していますか。	1）農場内で、または2）生物の生息場所の質や要素に着目した環境保全の構想を持って活動しているグループに参加することによって、生産者が具体的かつ自発的な行動を取っているべきです。行動計画作成のため、農場内の動植物相についての現在のレベル、位置、状態その他に関するベースライン審査を行うというコミットメントを保護計画の中で示していることが必要です。可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが保護計画の中に書かれていることが必要です。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G14.9	努力	計画の中で、農場内の生物の生息地を広げ、生物多様性を高めるような活動について述べている	可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが自然保護計画の中に書かれている。（管理点G14.6参照）	AF. 6.1.2.	推奨	生産者は、地域社会や動植物相への利益のために、どのようにして環境を改善していくか考えていますか。この方針は、持続可能な商業的農業生産と両立可能であり、農業活動が環境に与える影響を最低限に抑えるために努力することを示していますか。	1）農場内で、または2）生物の生息場所の質や要素に着目した環境保全の構想を持って活動しているグループに参加することによって、生産者が具体的かつ自発的な行動を取っているべきです。行動計画作成のため、農場内の動植物相についての現在のレベル、位置、状態その他に関するベースライン審査を行うというコミットメントを保護計画の中で示していることが必要です。可能な範囲で植物相や動物相の生息地を広げ、農場の生物的多様性を高めるために優先すべき事柄と、行動内容について明確にしたリストが保護計画の中に書かれていることが必要です。
G15.1.14	重要	必要な場合には、働く人の健康に害のある物質の安全性に関するアドバイスを閲覧・利用できるようになっている	必要に応じて、情報（例えばウェブサイト、電話番号、安全データシート等）を利用し、適切な処置方法について確認している。（管理点15.1.3、15.1.5参照）	AF. 3.4.3	下位の義務	作業者の健康に害のある物質の安全性に関するアドバイスを閲覧/利用できますか。	適切な処置の方法を確認したい時に、そのための情報（例えばウェブサイト、電話番号、製品安全データシート等）を利用できることが必要です。
G15.1.15	重要	作業者は適切な指導を受けている	すべての作業者は労働安全、健康、衛生に関する指導を受けている。各指導について、日付、指導内容、指導員名、およびに出席者の名前が記録されている。	AF. 3.1.3	下位の義務	作業者全員に対して、健康と安全に関する教育訓練を行なっていますか。	目視での観察を通して、作業者がその責任及び仕事に対する力量を持つことを証明できることが必要です。 作業指示及び教育記録の証拠を確認できなければなりません。教育記録があり、教育資料が利用できるのであれば、生産者が健康と安全に関する教育を実施してもよいでしょう（たとえば、外部による教育訓練の実施が必須というわけではありません）。適用除外禁止。
				AF. 3.3.1	下位の義務	教育訓練活動と出席者についての記録がありますか。	教育訓練で取り上げた内容、講師名、日付と出席者名を記録していること。出席したことの証拠となるものが必要です。
G15.1.16	必須	危険な作業を行う作業者の名前が記録されている。	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者の名簿がある。	AF. 3.3.2	上位の義務	AF3.1.1のリスク評価で述べられている動物用医薬品、化学薬品、消毒剤、作物保護製品、殺生物剤やその他の有害物質を扱ったり、投与したりする立場にある作業者全員、また、操作に危険を伴う機器や、操作の複雑な機器を扱う作業者全員が、その力量を示す証明書、または、その資格要件についての詳しい情報を持っていますか。	作業を実施する者が記録上で特定でき、その力量、教育訓練の証明書や教育訓練への参加を証明する記録を示すことができなければなりません。適用除外禁止。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G15.1.17	必須	保護衣・防護具を洗浄している	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。 (※海外項目を適用する場合、管理点15.1.11は無効とし、本管理点を優先する。)	AF. 3.5.2	上位の義務	使用後、防護服の汚れを落とし、私服を汚染しないような場所に保管していますか。	防護服は清潔にし、使用方法や潜在的な汚染の程度により決められたスケジュールにより洗濯することが必要です。防護服と防護器具の手入れの際には、私服とは別に洗濯します。使い捨てでない手袋は、はずす前に洗浄します。汚れや、傷みのある防護服や防護器具、期限切れのマスクフィルターは適切な方法で廃棄しなければなりません。使い捨てのもの（例　グローブ、つなぎ等）は使用したら捨てなければなりません。交換用フィルター等を含む全ての防護服や防護器具等は、作物保護製品/保管施設の外で保管しなければなりません。また、衣服や器具を汚染する可能性のあるその他の化学薬品から物理的に離して保管しなければなりません。適用除外禁止
G15.2.4	重要	応急処置の訓練は更新されている。	応急処置の訓練を受けた作業者は、少なくとも5年に1回は新たに訓練を受けなおして知識と技術を更新している。	AF. 3.4.5	下位の義務	農場での作業時間中、応急処置の訓練を受けた人が適切な人数（最低1名）農場に常駐していますか。	（たとえば過去5年以内に）応急処置訓練を受けた人が最低1名、農作業時間中に常駐していること。ガイドラインとしては、作業者50名につき、訓練を受けた者1名。農場での作業には、この規格のモジュールの中で言及している全ての作業が含まれます。
G16.1	努力	農薬に接触する全ての作業者は、任意で毎年健康診断を受けている	農薬と接触する全ての作業者が、自発的に毎年健康診断を受けている。これらの健康診断は、国、地方公共団体の実施規定に基づいたものである。検査結果を使用する場合は個人情報開示の法律を尊重している。	CB. 8.8.1	推奨	作物保護製品に接触する全ての作業者は、任意で毎年健康診断を受けていますか。	作物保護製品と接触する全ての作業者は、自発的に毎年健康診断を受けていなければなりません。これらの健康診断は、国、地方、または地域の実施規定に基づいたもので、結果を使用する場合は個人情報開示の法律を尊重する必要があります。
G16.2	努力	管理者と従業員の間で、定期的に、双方向のやりとりのある話し合いを行っており、その話し合いの記録を付けている。	最低年1回、管理者と従業員の間で経営、健康、安全、福祉に関する話し合いが（恐怖や脅迫、報復を伴うことなく）オープンに話し合えるようなミーティングを実施しており、従業員の健康、安全、福祉に関する懸念事項が記録されている。審査員は、この記録の内容、内容の正確さや、話し合いの結果についての判断を下す必要はない。	AF 3.6.2	推奨	管理者と作業者との間で、定期的に、双方向のやりとりのある話し合いを行なっていますか。その話し合いの記録をつけていますか。	最低年1回、管理者と作業者との間で、オープンに話し合えるようなミーティング（たとえば、恐怖や脅迫、報復を伴わないもの）を実施しており、健康、安全、福祉に関する作業者の懸念事項について書かれていることが記録によって示せることが必要です。審査員は、この記録の内容、内容の正確さや、話し合いの結果についての判断を下す必要はありません。

	レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準
G16.3	重要	収穫作業者は、清潔なトイレを利用できる	掃除しやすい素材で作られたトイレがあり、貯留槽が圃場を汚染しないようなものを、収穫作業者が少なくとも500m以内で利用できるようにしており、それを清潔に保っている。単独で作業する場合には、作業者が合理的かつ適切な移動手段を利用できるのであれば、距離が500mより長くてもよい。	FV. 4.1.9	下位の義務	収穫作業場付近に、収穫作業者が利用できる清潔なトイレがありますか。	農場の衛生施設は、生産物汚染の潜在的なリスクを最小にするようなデザイン、構造、配置とし、直接行きやすい場所に設置しなければなりません。常設または仮設トイレ（落とし便所も含む）は清掃しやすい材質でできており、衛生的に保たなければなりません。トイレは作業場から適度な近さ（たとえば500mや7分など）にあることが望ましいです。 トイレが作業場の近くにない、もしくは不適当である場合は不適合となります。作業者が収穫時に直接生産物に触れない場合のみ適用除外（たとえば乗用収穫機での作業など）。
G16.4	必須	作業者の休憩の設備がある	食べるものを保管しておいたり、食事をしたりするための場所がある。手を洗う設備と飲み水を作業者が使えるようにしている。	FV. 4.1.8	上位の義務	作物に直接触れる収穫作業者が、清潔な手洗い施設を利用できるようになっていますか。	手洗い用設備は清潔で衛生的な状態に保ち、作業者の手の洗浄・消毒ができなければなりません。作業者は、作業開始前、トイレに行くたび、ハンカチ/ティッシュを使った後、汚染された物を扱った後、喫煙及び飲食後、休憩を取り作業に戻る前、その他、作業者の手が汚染源となりうる場合にはいつでも、手を洗うか、アルコール入りの手指用消毒剤を使用しなければなりません。適用除外禁止。
G16.5	努力	作業者の着替えの設備がある	必要に応じた着替えや、防護用の作業着の着用は着替え用の設備で行っている。そこには作業者の私物を安全に保管する設備がある。	FV. 5.3.3	推奨	作業者のための適切な更衣室はありますか	必要に応じた着替えや、防護用の作業着の着用は着替え用の設備で行わなければなりません。
				FV. 5.3.4	推奨	作業者用の鍵付きロッカーがありますか。	着替えをする場所に、作業者の私物を安全に保管するための設備を設置しなければなりません。
G16.6	重要	農場に住み込む場合、そこは居住が可能な場所で、基本的なサービスや設備が備えられている	従業員用住居は、居住可能な場所で、しっかりとした屋根、窓、扉があり、上水、下水、トイレなどの基本的な設備が整っている。下水設備がない場合は、気密性のある汚水処理タンクを利用してもよい。	AF 3.6.3	下位の義務	清潔な食品保管場所、所定の休憩場所、手洗い場所及び水飲み場を作業者が利用できるようになっていますか。	手洗い場所、飲料水、食品の保管場所及び食事場所を作業者に提供していなければなりません。
				AF 3.6.4	下位の義務	農場に住み込む場合、そこは居住が可能な状態の場所で、基本的なサービスや設備が備えられていますか。	農場内にある住み込み作業者用の住居は、居住可能な状態の場所で、しっかりとした屋根、窓、扉があり、流水、トイレ、排水の基本的な設備があることが必要です。排水設備がない場合は、国や自治体の要件に適合するのであれば、汚水浄化槽の使用も認められます。